

<調査>林業における資本主義的経営の社会的基盤(下) : 「山村社会」研究ノート

モリ, ノリコ / 北川, 隆吉 / 安江, 孝司 / 帯刀, 治 / 森, 典子 / KITAGAWA, Takayoshi / YASUE, Takashi / TATEWAKI, Isao / MORI, Noriko / キタガワ, タカヨシ / ヤスエ, コウジ / タテワキ, イサオ

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

14

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

97

(終了ページ / End Page)

149

(発行年 / Year)

1968-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017803>

林業における資本主義的経営の社会的基盤（下）

——「山村社会」研究ノート——

北川 隆吉 安江 孝司
帯刀 治 森 典子

序 章 問題の限定と視角

第一章 日本林業の構造と展開

第二章 尾鷲林業における資本主義的経営の展開

第一節 尾鷲林業の概要と特色（承前）

第二節 林業経営の諸形態（以下本号）

一 大規模林業経営の二類型とその展開

二 中小規模林業経営の実態と新たな諸関係

第三章 尾鷲林業におけるいくつかの問題

——林業における資本主義的経営展開の社会的基盤——

第二章 尾鷲林業における資本主義的経営の展開

第二節 林業経営の諸形態

わが国の林家は、昭和三〇年以降、特に昭和三五年以降の社会的基盤の変化によるインパクトに対応すべく、新たな資本主義的経営、「企業としての林業」を志向し展開を強めざるを得なくなった。そこでその時点以後を中心に、われわれは、以下に尾鷲の林業経営の実態を大山林所有者、中小山林所有者の二階層に区分し、労働者の問題とかわらせて、そのそれぞれの内的構造を個別的具体的に論究する。

一、大規模林業経営の二類型とその展開

「企業としての林業」経営の展開にとって、山林保有面積の規模の大小こそが、林業の特殊的性格（自然採集性、必要育林年数による資本回転の制約など）の故に、その最大の規定要因となる。林業の企業化を行いうるのは、必然的に年毎に計画的に伐採、造林を行う林地と資本を有する大山林所有者層である。それ故、山林所有者層の「企業としての林業」の経営展開、その過程は、日本の林業における「企業化」の一つの典型を形づくるものといつてよい。そこで大規模林業経営の展開、その資本主義的経営展開の実態についてのべよう。

尾鷲林業地域における大山林所有者層の林業経営の実態を、かりに分類するならば、次の二類型の存在が指摘しう

る。一つは旧尾鷲町のD本家（D一族の本家）に代表される「伝統型」経営、他の一つは海山町引本浦のH家に代表される「近代型」経営である。我々はここで、現在の林業経営の実態をより明確化させるために、あえて「伝統型」「近代型」の二類型を設定した。それぞれのタイプの成立、基盤、内容、役割について、D本家、H家の林業経営の実態を、具体的に比較検討しつつあきらかにする。

当地域内でのいわゆる「大山持」は、徳川時代に、一般的には明治期に、山林の集積集中をなし、今日の大山林所有者としての地位を確保した者である。彼らは旧藩体制下においては大庄屋、庄屋などの幕藩体制下の支配的地位に位置していた。漁業、伐出業、製炭業等の他事業からの収益を山林購入に投入したが、主には薬種商、雑貨商、醸造業、酒造業等の商業資本家として拡大しつつ、山林の集積、集中を遂行した。当地域内では、これらの林業家が、政治的経済的に支配階層の中樞を占めるといふ特徴を有していた。現在でも、特に海山町においては、その傾向は顕著で町レベルのみならず県段階の政界、教育界でも著名な人物となっている。さて、まずはじめに「伝統型」の典型としたD本家の林業経営の実態を分析しよう。D本家の山林保有面積は現在六千ha〜七千haである。これは個人の山林所有者として全国第八位の高位にランクされるものである。所有面積中約二千九百haが当地域内に、他は三重県内、奈良県、和歌山県にひろがっている。そのひろさは、所有者自からそれを正確に確認しえない程である。D本家当主は一四代目で、旧家としての威信が高く、やや伝説めくが当主には当地域の林業関係者、市の役職者たちさえほとんど面会することができない。個人的性格にもよるが、尾鷲宮林署長が年頭の挨拶で年に一度わずかに会える程度である。「雲の上のお方」とさえよばれている。後継者は「若さん」、「若主人」と呼ばれており、彼は慶応大学経済学部を卒業後、岐阜より当家に養子縁組した。彼は森林組合、林研グループ等の諸会合に出席している。D本家は尾鷲

市の観光施設の一つである竹林を経営し、また林業の技術的發展に寄与すべく林業試験地を有している。それ故、当家には多くの林学者が往来し、また林業関係の研究書等も出すなど、様々の林業経営上の活動をなしている。なお附言すれば、当主は鳥類研究家、そのハク製の蒐集家として全国一といわれ、自然科学者の気質がつよい。大山林所有者に一般的にみられるが、当家でも東京に住宅を構え、子女の教育はすべて東京でおこなわれている。同家の一族も「大山持」で尾鷲市の「大山持」の半数以上を、当一族で占めている。そのうちの南D家は約四百haの山林を保有し、当主は慶応大学経済学部出身で、現在、尾鷲森林組合組合長、尾鷲商工会議所会頭、尾鷲信用金庫(出資金四七〇〇万円)の理事長等の役職を兼任し、またライオンズクラブ会員である。このことから尾鷲地域におけるD家一族の社会的経済的地位の高さが推測されよう。ただしD本家は、政財界などでの役職とは全く無縁である点が特徴となっている。しかしこのことはそうであればあるほどD本家の別格的地位と威信をつよめることになる。ここにのべた如き社会的経済的地位を確保しているD本家の形成過程を史的にみてみると紀州藩における「私有林の認可」「御仕入方」制度の林業奨励策によって、D本家は尾鷲林業発展の礎を築いてきた(表1参照)。その後D本家は代々林業の技術改良、経営面における指導者として、尾鷲林業の性格を規定したともいえる。我々は馬岡清隆氏の調査研究書である『尾鷲林業発達史』(尾鷲森林組合刊、昭和二九年一二月)に基づきその間の事情を概説し説明してみることにしたい(詳しくは同書を参照されたい)。

D本家の祖先は、紀伊風土記(天保十年刊)によれば元禄年間(一六八八—一七〇一年)に尾鷲に移住し(最初の家業は酒造業であったといわれる)、その六代宗寿居士の時代(宝暦年間一七六〇年代)に田畑山林を買いひろめ、杉を植え同家の農林業を創始したといわれている。また徳川時代に宮崎安貞、佐藤信淵らと共に三大農学者として活躍した

表—1 尾鷲林業の沿革

年 号	西 曆	記 事
天正11年	1583年	大阪城に熊野材使用し，声価あがる。
慶長10年	1605年	江戸城増築に熊野材使用。
寛永年間	1642—43年	土井家の祖，新助尾鷲に移住。スギ，ヒノキを植栽し，人工造林の端を開く。
宝永年間	1704—10年	土井八郎衛小原野を拓き，植林につとめる。
宝暦年間	1751—59年	製炭事業さかんとなる。 土井氏江南竹を薩摩から移入し造成する。
明和年間	1764—71年	年海運の便開け，林産物の販路拡大さる。 製炭，植林事業さかんとなり，スギを伝う植栽し大材生産を目標として疎植。 伐期60～70年。
嘉永年間	1850—53年	木材需要量増大し，スギ40～50年間のものまで伐採。 スギ，ヒノキ混植移行。 密植造林。
明治年間	1868— 1912年	年スギ林次第にヒノキ林に変わる。 ha 当 10,000 本内外の密植。
明治34年	1901年	土井家国市製林工場創設。
大正年間	1912—25年	伐期40年前後となる。
昭和16年	1941年	尾鷲町森林組合設立。
昭和30年	1955年	三重県尾鷲林業事務所設置。

(1964年 三重県農林水産部林務課編『尾鷲林業』より)

大蔵永常（一七六六（不明））による『広益国産考』の第八巻にD本家を訪ずれた記事がある。それには、

「……産業の物語を承るに、吾家に炭を焼く箇所十ヶ所あり、樗を炭となし、江戸へ送ること、一カ年八百石積の船十、五艘、また大阪へ十艘余廻し、其他諸所へ送れども他人の山の木買入れて焼く事なく皆持山なるよし……中略……其苗（蜜柑）は如何にして仕立給ひしぞと聞けば、中々是程の苗仕立る事迎も出来候事には候はず皆摂州大阪在伊丹の脇、東野村次郎兵衛といへる植木屋より取

寄候、只今紀州にては苗（蜜柑）を搾る事なく皆摂州より取寄候、棕梧苗、杉苗迎も同断なりと語られけり……後略……」とある。これは宝暦創業より五〇年後の文化四年（一八一八）の状況である。また、紀州藩士であり、明治の初め熊野の民政局知事として木本に赴任してきた堀内信の『在郷日記』には、明治初年頃のD本家の実状を次のごとく描写している。「相賀組巡視おわって尾鷲組に入り郷長土井嘉八郎家に到る。古座の雑長（雑賀屋長兵衛）と当家とは両熊野最一之豪家にして、当家所有の山林は数千町歩を超え、自家尚其数を明知しがたく、年々一千両之一山を伐採、家計を営むとすれば五〇年に一回旧林に廻らず、故に一世に回伐する能わず、其内には既伐跡移植の分より生育、順次、斯くして尽る期なしと。其先は三州の士土井九郎右衛門に出、後、紀州海部郡浜中に住す其子新助初めて尾鷲に移住し、爾来世々家を起し……中略……又能く公共事業に義捐を怠らず、故に郷中の尊信は君主に奉ずるが如し、隠然一封候に似たり、依て尾鷲は細民生を保す少々ならず……後略……」とある。

以上の二文書より明らかなように、D本家の林業経営、山林集積の歴史は古く、その成立は徳川時代にさかのぼり、明治維新前までに、大林業家としての地位と当地域内における社会的経済的支配勢力たる地位を確固不動のものにしたのである。そのはじめは製炭業が主であり、その伐採跡地に（板材樽丸用の）スギの植林を行い育林業を開始した。そして市場関係においては自から船を所持し、生産物を輸送、これを問屋に送りつけ委託販売の方式（価格を仕切らず委託販売方式は「御仕入方」以来の尾鷲材の販売処理方式。明治中期以降他の方式に変更）をとり、大阪、名古屋、東京と尾鷲港の便を利用して、巨額の富を蓄積した。このD本家の林業における成功は、藩の林政にもよるが、地理的條件より当地域の住民が山と海にしか生きる道がないことから、彼らが全般的に山林業務を生業とし、商品生産を目的とした林業を早期に展開せざるを得なかったことによっている。そしてD本家の林業の先達としての位置は、技術面

経営面ともに当地域の林業の範となったことは、当然のことといえる。陸上交通の便なく、社会的流動は少なく、林業、山林業務を生業とせざるをえなかった地域住民にとって、D本家はまさに「君主」「一封侯」的存在であったことは容易に推測される。明治期の蓄積過程で、D本家は徳川時代の約百五〇年間に蓄積、集積した山林面積を、さらに一挙に二〜三倍にしたのである。それは馬岡氏の同家調査時（昭和二九年）の当主とのインタヴュー報告から明らかである。それを引用すれば「現在所有山林の公簿面積は二七三三町〇反二畝八歩（見込面積二九六七町四反八畝）で内、明治維新前より所有する分は二分の一以下三分の一程度であったであろうことで、二分の一乃至三分の二の地積は明治以降主として明治時代に購入したもので、旧藩時代にも藩から特別交付されたと言った記録も言ひ伝えもないとのことであった」（戦災によりD本家の集積集中過程の書類は判読不可能）とある。このように明治期における税制改正、市町村制の施行、また林業政策等は、一部の私人の手に巨大な山林所有の集積集中をもたらした。これがこの地域における少数者による集積・集中度の著るしい高さ、入会林・国有林等の少なさ、および、はなはだしい階層格差を生んだのである（図1および表5、6、7参照）。

それでは、つぎにこのような史的発展をもって形成されたD本家の現在の林業経営の実態を、D本家より提供された資料およびインタヴューをもとに分析してみよう。

我々はD本家の資本の性格を、史的展開の中で概略的ではあるが指摘してきた。ところで今日的情況にたいして、資本がいかなる対応を示しているかは、労資関係に顕現されているといえよう。そこで現在林業経営における最大の問題が労賃コストの問題でもあることから、経営形態を解明するにあたり、この点に焦点をあわせて分析していく。

D本家の林業経営は法人組織（有限）をとり、尾鷲地域を本店として各地域に一〇ヶ所の出張所を有している。ま

た尾鷲市の国市に明治三四年(一九〇二)創設の製材工場を有しその経営をも行っている。各地域の現場には「主任」とよばれる現場長と若い「副主任」を置き、彼らは労務者を指揮して山調べ、造林に従事する。さらに「主任」の上に「支配人」がいる。「支配人」は経営にもタッチするいわゆる「番頭」である。この地位は世襲的で、D本家とは身分的主従関係にある。林業労務者は現在、常備で六〇名を有し、一主任に約一〇名の労務者がつく。これらの労務者の八〇%は造林に従事する。林業労務者がその作業の危険性、その他の条件で避けたがる伐採は木材、製材業者に請負せる。あるいは労務者五、六人が構成する組(臨時的労務班)に請負せる。それは出来高払いで労賃は食事つかずの一日平均一五〇〇円〜二〇〇〇円である。

林業労務者には、日傭と常傭の二種があるが、林業の性格上、季節労働的性格を帯びるため、その雇用条件は臨時雇用的で、社会保険、労災等の保障また老後の保障もなく不安定である。それ故、他産業により安定的な職を求めて、流出するものが多くなるのである。そこで大山持の常傭として採用されている者は、日雇の林業労務者の、僭望的となる。この常傭労務者は、世襲的にひきつがれ、ある種の特権となり、身分的主従的關係が強くなる。このような傾向が最も強くあらわれているのがD本家なのである。表12はD本家の常傭労務者の一部にあたる一四名(一地域内)の実態である。全体の四分の一弱の人数ではあるが、この表からD本家の経営形態、労務者の性格の一端が把握されうるであろう。

まづ年令をみると最高七五才、最低三三才、平均五三・四才と著しい老令化がみられる。また勤続年数は最高五九年、最低三年、平均三一・一年と極めて高い。さらに労務者が、D本家に代々雇用されていることを示す雇用世襲代数をみると、最高は四代目で主任、副主任をふくんで四名を数え、最低は一代目、平均してみると三代となる。彼ら

表一2

昭和41年度 D本家林業労働者の実態

世襲関係	労務者名	年 齢	勤続年数	年間収入 単位：円	所有耕地 単位：アール	備 考
四代目	A	58	43	482,280	6.4	主 任 副 主
	B	44	22	487,400		
	C	48	25	134,882		
	D	37	23	213,872		
三代目	E	69	55	92,620	7.0	
	F	67	51	276,890		
	G	60	44	326,296		
	H	51	37	278,800		
	I	49	32	192,990		
	J	33	4	344,384		
二代目	K	75	59	96,807		
	L	54	21	288,807		
一代目	M	65	3	216,090		
	N	37	16	322,034		

(D本家就業台帳より作製)

は一四、五才の頃D本家に雇用されて以来数十年同家に勤続しているのである。以上のことから、D家における労資関係は極めて固定的で、その結びつきは固く、世襲的性格を有し、それゆえに身分的であることがわかる。それは後に触れる当地域内第二の巨大山林所有者たるH家の平均年令四五・七才、勤続年数一六・一年、世襲代数一・五代に比すれば、その差は一目瞭然であろう。さて昭和三〇年以降新規に雇用された労務者をみると、二名を数えるのみである。一名は昭和三八年、二九才の時に三代目として、他は昭和三九年六二才の時に一代目として雇用されている。この新規採用者の性格、ならびに全体の労務者の性格からD本家は労働力確保の点で、従来の世襲的伝統的諸関係を楨杆として補給していることがわかる。しかしながら三代目の雇用時の年令が二九才であり、かつまた六二才の労務者を新規に雇用せねばならぬという事態は、たとえ林業労働の質的側面を考慮に入れても、D本家の将来の労働力確保に困難がおこるであろうことも予測させる。それは三〇才未満の労務者が皆無であること、また三〇代さえわづかに三名で、総平均年

表一3 新植年度別表 (自昭和23年～至昭和42年)

植栽年度	新植反別	備 考	植栽年度	新植反別	備 考
昭和23年度	21町3300		昭和33年度	76町1700	
24	64. 6000		34	52. 0000	
25	82. 5000		35	54. 7810	
26	133. 7820		36	32. 7410	
27	84. 6905		37	11. 2501	
28	48. 0921		38	34. 7400	
29	16. 9827		39	13. 7200	
30	5. 5925		40	31. 4800	
31	69. 4515		41	21. 2200	
32	70. 6625		42	53. 9707	

林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

表一4 植栽日雇賃 (常日雇) (自昭和23年～至昭和42年) 変遷表

付苗木材 S. 42. 7 調査

植栽年度	日雇賃	桧苗木代	杉苗木代	植栽年度	日雇賃	桧苗木代	杉苗木代
		円	円			円	円
昭和23年度	140.00	2.50	2.50	昭和33年度	400.00	4.30	4.70
24	200.00	3.10	3.10	34	430.00	4.30	4.30
25	200.00	2.50	2.50	35	430.00	3.00	3.20
26	200.00	2.55	2.60	36	530.00	3.90	3.90
27	250.00	2.90	2.70	37	670.05	5.40	5.85
28	280.00	2.90	2.90	38	750.00	6.66	6.66
29	330.00	2.90	2.90	39	900.00	7.20	7.02
30	330.00	2.70	2.70	40	1,000.00	7.00	6.00
31	370.00	2.60	3.60	41	1,000.00	7.20	7.00
32	370.00	4.30	3.60	42	1,200.00	7.65	7.29

令五三・四才であることから明らかであろう。つぎに林業経営において「最大の問題」となっている労賃をみてみよう。第3、4表はD本家における昭和二三年以降の植栽日雇賃(常日雇)と苗木代および新植林面積の変遷表である。これからD本家のみならず尾鷲林業における賃金の動向、ならびに「工業化」が及ぼした林業への影響を推測することができる。昭和三〇年から四二年の一二年間のうちに名目とはいえ、日給で三〇〇円から一、二〇〇円と

約三・六倍に増加している。その増加は、昭和三四年までは、ほぼ二年間づつの賃金のすえおきであったのに対して、昭和三五年を境として年々約一一〇円の賃金アップとなっている。それは苗木代の高低にかかわらず上昇しており、苗木代も上昇しているが、労賃の上昇率にははるかに及ばない。このことはあきらかに昭和三五年以降の「工業化」のインパクトが、最も強く林業経営の労賃に影響を与えたことを示している。さて次にD本家の個々の労務者の収入を、四一年度の資料によってみよう。林業労務における常傭は、日給制が基本で、職種別給与になっている。それ故就業日数により収入高が大きく異なる。最高が副主任、主任の二人で四八万円代（平均月額、四万円）とぬきんで、最低が七五歳（二代目）、六九歳（三代目）の九万円代（平均月額、七、五〇〇円）、平均二六万八千円（平均月額、二万二千三百円）である。D本家の労務者の就業日数にはかなりむらがあり、就業日数は田畑所有別と関連している。七五歳（二代目）、六九歳（三代目）の労務者に年間九万円の賃金が支払われていることは、D本家が慈悲的に就労せしめていることを示し、労務者はこのような「恩顧」に対し、強くD本家に結びつけられているのである。しかしながら、今日の生活様式の変化、物価上昇の中では、この程度の収入で一家族の生活は維持できないことは明らかである。それ故に労務者は、わりのよい他産業での日雇取りや、家族成員の多就業化によって、生計を維持せざるを得ない。一例をあげれば、夫がD本家の林業労務者として勤続して、自分自身はD本家の製材工場に勤めている一女子労働者は、「私の家は夫と子供四人と私の六人家族です。私は大正一五年生れです。大正一〇年生れの夫は敗戦後D本家に雇用されいまままで働いています。夫はいま「山泊」で奥地で作業しています。一カ月に三、四日しか帰ってこず、別居生活も同然です。日給は一、三二〇円だから、平均一カ月約三万三千円の収入になります。私は六年前からD本家の製木材工場に雇われまして、休暇は一月のうち、第一、第三日曜日の二日間、作業開始時間は朝の七時で

す。女ですから簡単な作業しかできず、日給五八〇円です。四人の子供のうち二人は学校にいており、上は中学三年、下は小学校六年、このごろは学校もずいぶんお金がかかります。長女(一九歳)は中学を出て、自動車修理工場の事務員として勤務しており、長男(一八歳)は中学卒業後、名古屋に出、日産自動車工場に勤務し、会社の寮にいます。家には田が二反五畝あります。この農業は私一人の仕事で、反当り平均四俵とれます。それで一年のうち一〇カ月分の飯米になります。いまは肥料とか消毒剤への費用が高くなって農業もなかなか大変です。六年前から、市の育苗の作業にも従事しています。別のところで給金のたかいところへ就職したいのですが、二人の子供が学校へいっているし、主婦としての家事、また農耕のため、出勤時間、通勤距離、そして農繁期の休暇などを考えると、そのような条件、無理を認め許してくれるところはなかなかありません。夫の関係でD本家にこのように雇用されたことは、ありがたく思っています。でも名古屋に出ている長男はもはや尾鷲に戻ってはきたがらないし、次男も中学を出たら大都会で就職する予定になっています」、とのべている。その言葉からも、林業労務者の生活状態が推測されよう。生計維持のため、多就業化が進展し、脱林業化の方向にむいている。零細農家と林業労務との関係、「山泊」という林業労務のもつ性格、農耕仕事などをふくめ主婦の労働が強化されていること、そして次代の青少年が林業、農業、からのみならず、尾鷲そのものを出たがり、若年労働者が大都会へ流出していること等々の問題がここには顕著に示されている。これはもとよりD本家の労務者のみの実態ではない。

ところで、D本家にとっては、個々の労務者の労働密度は薄く、短期的、個人的には多少のロスがあろうとも、伝統的諸関係の強さによる労賃の安さ、労働力の定着度の高さ、家族労働力の活用は経営的に有利となる。また「恩恵」をあたえることにより今後の労働力確保の基盤を保持することになる。その結果、D本家の労賃の値上げその他

の労務者対策は消極的で、他家の賃上げのあとから追従して行なわれる。D本家においては現在、林業における一般的労働力不足は、あまり問題がないようである。しかしながら、林業労働力の不足、特に若年労働力不足は前述の女子労働者の話にも具体的に顕われている如く、深刻化の一途にある。それは森林組合長である南D家の当主の次のような言葉にもあらわれている。「中卒で漁業林業に就職するものはない。単に第一次産業だからというのではない。中小企業においてもそうであり、東京、大阪、名古屋の大都市へ若年労働力が流出していつてしまう。労働力確保には自信がもてない。新しく入る場合は、他で働いていて自分の家に山林、田畑があるとき年とって戻ってくる人達である。それは社会保険や老後保障がなく、生活が不安定であるからだ」。

D本家にとり緊急の事ではないが、現在の労務者の平均年令からあと一〇年間は維持しえても、その先の労働力確保の対策は考慮をせざるを得ない。若主人は「林業の近代化、企業化は必至であろうが、当家のようにあまりにも広大な山林を所有するものにとっては、その全域の管理は、労働力、林地の奥地化、林道等の関係からなかなか困難である。そのような資本と労働力を計画的、効率的に投入し、利潤追求が可能であるのは海山町のH家の如く一千ha以下二千haぐらいの山林面積が最も適性であろう」という意味のことをのべている。

以上我々は「伝統型」の代表としてD家の今日の林業経営の実態を分析してきた。ここで指摘しうることは、D本家の経営が広大な所有山林の面積、巨額の資本に規定され、労資関係においては、蓄積過程の先達性による強固な伝統的諸関係の利用ならびに恩恵給費により労務者を固くひきつけて、今日の林業経営にとり最大の問題といわれている労働力の確保をもちしえていることである。それは現在の社会変動によるインパクトをうけながらも、古い諸関係を新しい状況にくみいれて、対応することにより、より一層の利潤を追求することが、可能な条件を有しているタイ

プといえよう。次に近代型と設定したH家の分析にうつろう。

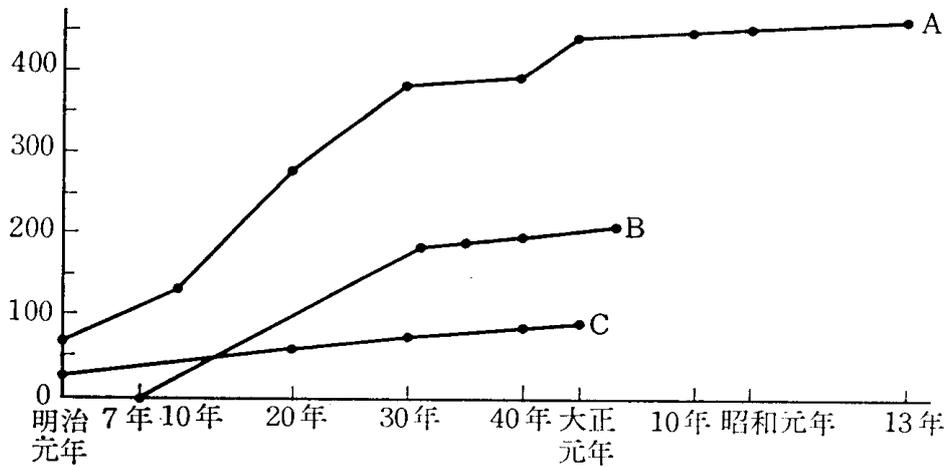
海山町引本浦のH家の山林保有面積は、現在一千haで、ほぼ法正林化している。これは尾鷲林業地域において、D本家に次ぐものである。当主H氏は早稲田大学政経学部卒で、家族はH氏の母、妻、子供二人である。子供二名は慶応大学付属中学校および幼稚舎に就学中で、D本家同様東京に住宅を構えている。H氏は県教育委員、公安委員を歴任している。この例の如くH家はD本家と異なり、当地域の政治、社会、教育関係に直接的、積極的に参加している。その傾向は先述の如く海山町の「大山持」に一般的な傾向である。H家には海山町の林研グループ等の林業に係する若者が自由に出入りし、H家の家族等とも親交があり、一種のサロンをなしている。H家も美林として観光地の一つになっている試験林を経営しているし、また林業関係の研究書等を発刊している。

まづ、H家の歴史を調べてみよう。H家の歴史も古く『海山町史年表』(海山町役場編、昭和三七年刊)の享保七(一七三二)年の項に「当時相賀組大庄屋速水甚兵衛」の名が記載されている。その後、多少の交代はあるが代々この地位にあり、明治維新期の大庄屋もH家であった。明治三〇年当地に紀北商業銀行が創立(大正九年百五銀行に合併)されたが、その初代頭取もH家である(現当主の祖父)。彼は明治三六年、三七年の第八回、第九回の衆議院議員選挙に当選している。しかしH家の林業への投資はD家に比しかなり遅れたとみえ、明治元年における山林保有面積は七〇町四反八畝一九歩とある。この時すでにD本家は約一千町歩以上の山林を有していた。他の大山持に比すれば、かなりの蓄積をなしていたといえようが、H家の現在の大山持としての地位、林業経営の基盤を確立したのは、明治期の三、四〇年間である。第5表に明らかな如く、この間に七・五倍という著しい集積集中をし、所有面積約四四五町歩に達した。それは第7表の年代毎の山林増加面積、平均一口当り面積の推移をみれば明らかな如く、地租改正から

図-1

所有山林面積の逐年推移グラフ

(「尾鷲林事発達史」より)



備考 曲線AはH家の山林台帳に依って作成したもの。
 曲線BはD_T家の山林増加の傾向を示す。
 曲線Cは南D家の山林台帳の一部を抽出して作製せるもの。

表-5 大山林所有者の形成——山林所有面積の推移表

	H 家	D _T 家	南 D 家
明治元年	70町4反8畝19歩	5町5反4畝00歩	28町9反8畝15歩
7			
10	142 5 7 29		39 1 7 26
20	281 6 7 17		61 1 8
30	380 4 6 09		77 7 9 11
31		185 9 3 08	
35		188 8 0 08	
40	390 1 1 02	190 7 3 04	99 2 3 16
大正元年	445 1 3 13		101 0 7 07
3		212 3 6 14	
10	446 2 7 23		
昭和元年	446 4 3 10		
13	458 0 9 01		

備考

明治2年	版籍奉還	明治38年	県訓令「公有林野整理規則」施行
5年	地租改正	41年	公有林野整理手続更に進展
6年	私林内の苗木の制廃止		木材界不況
14年	再地租改正	大正4年	木材価格上昇
21年	市町村制施行	9年	木材価のピーク
31年	民法施行		
36年	公有林野植栽の奨励		

(資料一「尾鷲林業発達史」)

表一6

徳川期における南D家山林蓄積，集積過程
 (「尾鷲林業発達史」より)

	年代毎の増加面積	平均一口当り面積
文化	11町0反7畝00歩	1町2反6畝00歩
文政	3 7 5 5	6 2 15
天保	2 5 5	6 4
弘化	7 8	2 6
嘉永	4 5 7	9 5 10
安政	2 4 3 11	3 4 25
文久	3 0 4 17	3 8
慶応	1 7 8 12	4 4 18
計	28町9反8畝15歩	

表一7

明治期におけるH家山林蓄積・集積・集中過程
 (「尾鷲林業発達史」より)

	年代毎の増加面積	平均一口当り面積
明治5年	11町1反8畝06歩	町6反2畝03歩
10	60 8 6 01	1 1 4 25
15	30 6 1 21	5 4 20
20	108 4 7 27	2 7 1 06
25	96 1 3 01	2 2 3 17
30	2 6 5 21	1 6 11
35	9 4 9 06	2 3 7 07
40	1 5 17	7 23
44	53 3 6 00	5 3 3 13

に、D本家のそれと異なる要素を包含せしめる一つの大きな要因となる。

ではこのような史的背景を有するH氏は現在の社会的変動によるインパクトをどのよううけとめ、かつ林業経営にいかなる志向を有しているのか。また尾鷲林業地域における林業の「企業化」の推進者と自他ともに認められているH氏の「企業化」「近代化」とは何を意味しているのか。H氏は海山町で現在教育関係の社会的活動を行っている北海道大学林学科卒の一七九haの山林所有者N氏の「林業経営論」を高く評価し、彼をバックアップ

市町村制の施行、また林政の施行と強く結びついて行われたのである。その拡大の著しきは第6表に示した徳川期における南D家の蓄積と対比すればあきらかとなる(図一参照)。それは前述したH家の政治的力とも密接に関連があったことは容易に推測される。この蓄積過程における「新興性」は、今日のH家の林業経営

している。そこでH家の林業経営の性格を知るために、インタヴューでえたN氏の持論を少々長いが引用してみよう。「尾鷲地域では五〇ha以上一〇〇ha未満の山林所有者が「山持」とよばれ、一〇〇ha以上の所有者は「大山持」とよばれる。海山町では今まで「金持」「山持」である。このように山林は資産として考えられていた。企業、事業と考える傾向はごく最近のもので今でも八、九割は資産としてしか考えてない。企業というならば年収最低限七桁を確保せねばならぬ。木材生産の輸送は船↓貨車↓トラックと変遷し現在トラックが八〇車東京へ直通している。木材需要は増大し、木材価格も高騰している。杉は外材の米材、ソ連材と競合し足場丸太材は鉄材と競合するが、ひのき材は競合するものはない。ひのき材中心の尾鷲林業の前途は明るい。海山町においても林業への関心が強まりはじめ、土地取得意欲は高い。現在一等地一ha六〇〜七〇万円する。しかし一番問題となるのは林業労務者の問題である。副業化・兼業化がはげしく、社会保険等による待遇改善を行い労務者の専門化を凶らねばならない。現在、現金給与あるいは団体加入生命保険等を行っている。そしてまた労務者の技能、意識の再教育が必要である。それは目的意識をもち林業技術の改善を自から志向するものでなければならぬ。機械の導入の効果は一般的にはいえない。地勢の状況、密植であること、また材の質を考える場合、なかなかいられない。現場に適した新しい機械の製作が必要であり、そのような要求を現場の労務者がだせるだけの能力と意識が、またその機械に慣れるだけの労務者の向上が必要である。また今までの林業には市場論、価格形成論がない。「儲ける」ことが目標とならねばならぬ。だから質的生産性を高め、製材業者とも協力してPRもすすめ市場確保をせねばならぬ。森林組合はすべての階層を含んで経営されているが、意識の面で非常に統一がむずかしい。大山持は入らなくてもよいが、入らないと組合費が不足する。組合としての経営は困難で、生産技術の指導しかできない。しかし林業についての意識は前進しつつある。我々

は農地解放の時、最大のショックをうけ、山林解放のことを考えた。幸い山林解放はなかったが、今後の林業経営の在り方を深く考えさせられた。その後すぐに（昭和二四年頃？）三重県の林業懇話会を結成し、経営者協会に参加している。市町村有林は最近極めて荒れている。それは市長が公選制で選挙の点かせぎで乱伐するからだ。それに比し私有林は順調である。林業の発展のためには私有林制がよく、それも日本、世界の木材の消費のことを考えてせねばならぬ。我々は社会主義社会になっても生きながらえる林業経営を志向している。若年労働力確保のためには、作業服をセビロに変えてみるような、現在出費しても一〇年先をみこした林業経営を行わねばならぬ。技術的側面も大切ではあるが企業的観点がなければならぬ」と語っている。またH氏自身は、「労働力不足労賃の上昇により企業的林業專業の限界は一〇〇haから二〇〇haにあがった。私は労働者対策では昭和二八年に一番早く常備制を実施しており、昭和三〇年以降も常時新規採用者は入っている。当地域内の労働者が不足となれば東北の季節労働者を導入すればよいし、高賃金ならば安価な労働力を沖繩や朝鮮から導入すればよい。労働組合が結成されることは予測されうるが、その対策はできているから、結成されても結構である」とその経営に自信のほどを示した。

H家の経営体制は常備の労働者が二七名と、H氏の林業経営の補佐を行う「総支配人」とその息子がいる。そして常備労働者のうち五名が「支配人」である。H家の経営体制はD本家に比し一廻り小さく、「支配人」はD家の「主任」にあたると考えてよい。ではH氏が現在の林業経営の上で、またH氏の林業の「企業化」構想にとって最大の問題としてうけとめ、しかもその確保に自信をもっている労働者対策はどのようなものであろうか。H家から提供された資料（表一〇）を中心にみていこう。

表9からまず明らかに指摘されることはH家の労働者はD本家のそれに比し平均年齢、勤続年数、雇用世襲代数と

表一 8

昭和41年度H家労働者就業動向

(H家出勤簿より作製)

世襲 関係	労働者名	年 齢	勤 続 年 数	年間給料 単位：円	就 業 日 数												計	所有耕地 単位： アール	備 考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
一 代 目	A	67	51	156,900	5	19	20	27	7	22	20	17	19	22	23	14	107	支配人	
	B	58	15	352,850	23	19	20	27	24	22	27	27	27	20	27	22	225.5		
	C	52	9	199,400	23	5	20	14	14	13	28	28	28	25	29	28.5	156		
	D	66	24	283,100	27	20	26	20	12	14	6	28	28	23	28	28.5	222.5		
	E	47	9	297,936	23	20	20	9	6	25	5	27	26	23	28	25.5	229		
	F	39	6	241,300	17	5	19	5	19	16	25	26	26	23	23	23	189.5		
	G	35	6	390,679	22	19	24	18	5	24	26	26	29	21	29	29	256		
	H	45	13	402,747	28	24	24	19	13	24	25	24	27	20	29	27	286		
	I	50	14	349,809	23	24	24	23	20	15	23	5	26	16	26	18	258.5		
	J	40	9	336,078	18	14	26	18	5	8	24	26	20	18	20	5	239.3		
	K	47	7	375,694	21	20	24	23	20	20	8	24	5	25	27	24	273.8		
	L	41	5	382,884	26	26	24	20	5	20	8	21	23	22	22	25	271.8		
	M	37	4	419,279	29	25	26	5	18	27	5	23	26	26	29	26	301.8		
	N	38	3	420,622	28	27	27	26	5	22	23	24	25	29	27	25	304.3		
O	41	4	128,765	28	27	27	26	5	22	3	24	12	17	17	5	102			
二 代 目	A	73	56	334,786	18	21	19	18	14	18	21	21	22	16	8	199.5	支配人		
	B	64	47	411,750	24	20	24	14	22	14	21	24	20	14	23	255.5			
	C	53	38	481,112	29	28	23	19	13	22	27	28	27	26	30	299.5			
	D	50	29	437,220	20	22	25	25	5	15	24	23	25	22	28	274.5			
	E	57	20	370,842	26	19	11	5	25	13	24	26	28	17	28	272			
	F	49	9	376,123	27	5	21	5	5	18	25	27	28	18	22	277.5			
	G	29	13	363,488	24	20	17	25	14	19	24	25	27	14	22	265.5			
	H	37	18	229,353	16	17	23	14	5	12	5	24	19	28	5	192.5			
	I	38	10	409,837	25	26	24	24	5	23	8	24	24	26	21	299			
	J	44	10	327,874	15	11	27	4	16	2	22	5	24	27	21	237.5			
三 代 目	A	19	4	330,985	23	26	21	26	20	26	25	27	27	21	25	281.5	4月採用		
	B	19	1	206,075	21	26	26	26	16	27	27	28	28	5	24	216.5			

林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

表一 9 D本家, H家における林業労働者 (労働) 実態比較

(昭和42年現在, D本家, H家調べより)

年 (単位一歳)	合			勤続年数 (単位一年)			世襲雇用代数 (単位一代目)			昭和41年度収入 (単位一千元)			田畑所有状況			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	所有者数 (所有者率)	最高	最低	平均
D 本家 H 家	75歳	33歳	53.4歳	59年	3年	31.1年	4代目	1代目	2.9代目	千円487	千円92	千円268	5名 (35.7%)	8反	2反	5反
	73	19	45.7	56	1	16.1	3	1	1.5	481	128	334	17名 (63.0%)	1町	9畝	4反

15歳以上 20歳未満	年齢別						計
	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70歳以上	
D 本家 H 家	0人	3人	3人	3人	4人	1人	14人
	2	1	6	8	6	3	27

も極めて低いということである。その性格をさらに明らかにするためにH家の労働管理の主軸となる総支配人親子並びに支配人の実態をみてる。現在の総支配人は二代目で、H家においても世襲的身分的色彩を強度に有している。ここで注目すべきはH氏がこの総支配人の息子を自ら学資を負担し三重大学林学科に就学、卒業せしめていることである。そして現在、林業経営における諸業務の一切を彼に行わせ、次代の総支配人として育成している。このことは世襲的身分関係の上に「大学就学」という青年の望む希望を与え、その学資給費の反対給付として同家の林業経営内に従属させ管理頭脳を確保しようとするものである。それはH氏の将来の林業経営、労働管理対策、とくに労働組合対策の一つの現れでもある。かつまたこれはH氏が現在の社会変化に対応しようとするその経営展開の「方法」、

格”を如実に示すものである。この総支配人親子だけは月給制がとられている。次に五人の支配人をみてみよう。一支配人をのぞき全て二代目である。平均年齢六一・四歳、勤続年数四四・二年である。(D本家の主任・副主任の平均年齢五一歳、勤続年数三二・五年)一代目の支配人が六七歳、五一年間勤続であることから、彼らはH家が山林集積の第一段階をほぼ完了し、大山持として林業経営の基盤を確立した明治以降、尾鷲林業の最盛期たる大正から昭和にかけての時期に二代目として雇用されたことを示している。これはH氏自身と同じく、H家の林業経営が現在、二代目的性格であることを示している。このことはD本家の常傭労務者たちが四代目的性格を有していることに比し、H家の新興性を物語っている。林業経営における資本の大小のメルクマールとなる保有山林面積規模に根本的に規定されているとはいえ、この新興性はH家の労資関係にD本家とは異なる要素を付与せざるを得ない。そして二代目の半ばにして太平洋戦争、敗戦、そしてその後の日本社会の大変動に遭遇したことは、戦後の林業経営の確立、拡大をめざしたH家をして新たな対応の形態を早期に志向せしめたといえよう。H氏が先述のN氏とともに農地解放後、林業経営懇話会を結成また経営者協会に参加、また教育界等へ進出したのも、その志向のあらわれといえる。それは伝統的諸関係に主に頼らず、それを温存しつつも社会的基盤の変化、生活様式の変化にみあった労務管理、労働力確保の対策となる。まず世襲代数別構成比をみると一代目の労務者が一五名で全体の五五・六%(D家一四名、中二名一四・三%)を占め、二代目一〇名、三七・〇%をはるかに上まわっている。それはD本家のそれが三、四代目を最高とし一代目が極めて少ないのと対照的様相を示している。またこの一代目の労務者が一支配人と六六歳、二四年勤続の二人をのぞき、すべて戦後新たに雇用された平均年齢四三・七歳、勤続年数八年の労務者である。これはH家が戦後特に昭和三四年前後を中心に労働力をかなり確保し、それらが現在労務作業の中核となっていることを示している。また林業

表-10

昭和30年以降におけるH家の林業労務者（常傭）雇用状況

(昭和42年現在、勤務の者)

	雇用時年齢	代目	田畑所有面積	備考
昭和32年度	38歳	2代目		1代目 10名 2代目 3名 3代目 2名 15歳, 18歳を 院いた平均雇 用時年齢 35.2歳
"	34	2		
33	31	1		
"	40	2	4反	
"	43	1	4反	
"	38	1	3反	
35	40	1		15才, 18才を 含めた平均雇 用時年齢 32.7才
36	29	1		
"	33	1	3反	
37	36	1		
38	33	1		
"	37	1	1町	
"	15(中卒)	3		
39	35	1	2反	
41	18(高卒)	3		
計	15名(55.6%)			

林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

労務者の不足が深刻化してくる中で、この「大量」の雇用はH家における第二の林業経営の拡大期と密接に関連しており、注目すべきことである。では昭和三〇年以降の雇用労務者の推移をくわしくみてみよう。

表-10にみられる如く昭和三〇年以降雇用は着々と行われている。この時期に一五名と全体の五・六%を占める労務者を確保している。しかしこの二名がともに三代目であることは、前述の総支配人の息子の例にみられる如く、積極的な労働力確保の対策が存在していたのである。それを労働条件の根幹である賃金と就業動向からさぐってみよう(表-8、9参照)。昭和四一年度の年間収入をみると、平均三三万四千円でこれはD本家の二六万八千円に比し、かなり上廻っている。労務者の賃金は日給制、作業別であるが故に、手取類はD本家の場合とおなじく就業日数と表裏の関

係にある。就業日数は最高三〇四・三日、最低一〇二日で全般的にコンスタントに就業していることがわかる。このことはH家がこれら常備労務者にかんがりの仕事の年間配分を効率化していることを示し、労務者もH家への林業労務に専門的に従事していることを示す。労務者の田畑所有率が全体の六三・〇%、一七名を占める（D本家のそれは三五・七%、ただしこれは尾鷲市と海山町の地形的要因にもよる）にもかかわらず、農繁期の六、九月にかなりの日数を林業に従事していることにもうかがえよう。以上から明らかかなように常備制をとったH家は労務者に多くの仕事を与え、相対的に高額賃金によって労務者をひきつけ、現在保有の労働力を効率的につかい、林業経営をすすめているわけである。このことは、H家が現在保有の資本から最大限の利潤を生みだすべく、資本の合理化とりもなおさず労働力のフル回転、駆使を展開していることである。

最後にH家の林業経営の実体たる林業経費の収支決算を同家作成の資料（表11参照）をもとに分析してみよう。年間林業経費総額四八四万三千元、その収入源は立木売上高四七七〇万八千元によっている。そのうち労務費投入額（人件費）は一、一〇一万六千元、資本の拡大再生産への投入額は二、三七七万七千元である。一応の年間収益額は四〇七万七千元（月額三四万円）である。以上数字からその収益の大きさが推測されよう。再投資の内訳をみると植林費三百万円とあるように造林をおしすすめ、かつ三六町歩の立木、林地の買入にあらわれている如く山林の集積、集中を、経営規模の拡大を強力に進展させていることがわかる。このことからH家が木材需要の増大、木材価格の高騰をよんだ昭和三五年以降、資本の蓄積をおしすすめその中で戦後の第二の林地の集積集中過程を進行せしめている段階にいたっていることを示している。さらに林地の購入先が尾鷲市や海山町という地方自治体であることは、次の点で注目されうる。それは「高度経済成長」のもと全国的に地方自治体は赤字財政となりその運営に困窮している

表一11

昭和41年度 H家林業経費収支決算表

(昭和42年, H家調べ)

林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

	項 目	金 額 (単位一円)	備 考
収 入	備品償却費	602,300	
	林道建設償却費	132,691	
	立地売上	47,708,000	
	計	48,442,991	
支	備品	2,348,500	
	立木買入	9,800,000	—ヒノキ5~20年生 } 36町歩
	林地買入	7,565,000	
	林道建設費	1,061,855	
	植林費	3,001,917	—苗木等(人件費は含まない)
	小計	23,777,272	
出	未決算山林手入費	780,480	森林組合費 70,200円 管理費 1,490,000(支配人) 社会保険 530,000 労災保険 300,000 道具修理貸 120,000 林砂防費 280,000 諸会費 250,000 燃料費 280,000 その他
	伐採費	2,926,571	
	下刈費	2,041,239	
	枝打費	413,350	
	給料(月給者)	1,042,000	
	林業雑費	3,838,900	
	小計	11,015,540	
	納税	9,573,250	
計	44,366,062		
純益	収入 - 支出	4,076,929	

が、当地域の尾鷲市、例海山町もその外ではない。支出の増大に対応するためには市・町・村の唯一の固有財産たる市町有林の売却が行なわれる。そして他方には、この時期に資本を蓄積し、林地の拡大を志向する大山林所有者が存在する。ここに公有財産の私的資本への「払下げ」が政治的配慮、交渉をふくんで進行することは当然といえよう。すなわち、この関係の中で買

表—12

D本家，H家，山林人工林化率及びその蓄積量比較

(昭和39年度，尾鷲営林署調べ)

	公簿山林 保有面積	人工林 面積	令 級 別 蓄 積 量					計
			~ 10年以下	11年 以上 20年 以下	21年 以上 30年 以下	31年 以上 40年 以下	41年 以上	
D本家	2,738.49 (100%)	1,506.77 (55.0)	133.76 (8.9)	347.42 (23.1)	527.62 (35.0)	380.22 (25.2)	117.75 (7.8)	1,506.77 (100)
H家	905.77 (100%)	616.38 (68.0)	131.31 (21.3)	57.38 (9.3)	82.17 (13.3)	84.28 (13.6)	261.24 (42.5)	616.38 (100)

林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

手の条件としては、購入後の植林を行うことを条件としており、当地域の林業の歴史にあらわれているごとく、大山林所有者間の山林集積をめぐるはげしい競争があるはずである。それ故に当地域内における政治的力量の優劣が介在しうる。H家はその資本と所有山林の拡大の志向をもち、かつH氏が政治的社会的活動を積極的におこなっていることは、この点で極めて有利な条件を有したといえよう。しかし当地域の市町村有林はこの時期に売り払われ続け、現状ではもはや売却可能的林地はあとわずかといわれている状況にいたっている。現在のところではまだ大山持が中小層の山林買収へと向ってはいないが、一層の拡大を志向展開する大山持の動向は中小層の山林へ向うことは予測されうることである。その志向が最も強く、実力をもつものがH家といえよう。

次に人件費のうち「給料(月給者)」とあるのは総支配人親子であり、林業雑費のうち管理費は主に支配人達への管理手当である。また社会保険、労災保険等の費用が計上されている。これは先にもふれたようにH家の労務管理が世襲的身分的関係を温存しつつも、賃金形態による階層制をひき、そのうえに社保、労災保険等の加入により一般労務者の管理をしていることをうらがきするものである。以上の如き林業経営の「企業化」、資本の合理化はその山林の人工林化にあらわれている。表—12の如く、H家の人工林化は六八%とD本家の

五五%をかなり上まわっている。立木の令級別蓄積量をみるとほぼ法正林化していることがわかる。これはH家が現在保有する山林を効率的に使用していること、またそれを展開していることを示す。しかしその絶対的蓄積量はD本家の二四・二%でしかない。この一〇年間における人工林化面積は両家とも差異はないが、戦時および戦後の動乱期の三〇年間に約一、二五〇haの造林を行った(現在の人工林の八三・三%)。D本家の資本力に比し、H家のそれが約二二三ha(現在の人工林の三六・二%)であることはその資本力の弱さを示している。しかしながら、この表からもH家が最近の一〇年間に極めていちじるしい資本の蓄積をなし、経営の拡大を展開していることがあきらかとなる。

以上我々は「近代型」と設定したH家の林業経営の展開を、資本の性格を規定ずける山林規模、蓄積過程、当主の経営方針、労務者の実態、そして資本と労働との関係としての労務管理対策などをとりあげて分析してきた。ここで明らかになったことを要約すれば次のようになる。

一、H家の保有山林面積は現有の資本、労働力の有効な回転を行いうる「適性」規模であること。これは資本の計画的合理的運用を可能にする。

二、蓄積過程における「新興性」は大林業経営への転化をおくらせ、労務者との世襲的身分的関係を比較的弱いものにさせた。ただしこの要因には旧尾鷲町と海山町との村落形態の相異を考慮しなければなるまい。こうしたことが労働力の確保に伝統的社会関係に依拠することを不可能にしたが、それに代る新たな労務管理体制を導き出すことになった。

そのために政治的社会的活動を積極的にすすめ公権力を背景とする威信と勢力を培養し、それをてこととして経営、労務管理の新しい方向をうちだした。

三、ここにのべたH家の林業経営に内在する二つの要因の上に、昭和三〇年とくに昭和三五年以降の「高度経済成長」のインパクトがおしよせた。第一には外材の導入、鉄材の普及により市場競争を激化せしめた。それ故に林業経営において利潤追求をいっそう進展しようとするれば、資本の合理化と、また「市場論」、「価格論」の形成という志向を強めざるをえなくなった。さらに、社会的基盤の変動により、林業労働者の他産業への流出、老齢化がおこり、他産業での労賃上昇にともなう林業労働者の賃金の上昇が結果せしめられた。この二つの変化に対応すべく、資本の合理化をはかり一層の利潤追求をはかるためには、労務管理がその中心課題となる。ここで伝統的諸関係を温存しつつも、特に相対的に高額の賃金を与えて労働者をひきつけ、労働力を効率的に駆使する方向がとられたのである。労働力確保の面では、青少年をひきつけ、将来の林業労働力として確保しようとする。一見従来形の上では似ながらも実質的には新しい経営、労務管理が志向展開されているのである。

大山林所有者は労働力確保の政策を、単に自らの経営内のみならず、地域内住民、特に青年層に向けざるを得ない。他産業の若年労働力の需要、生活様式の変化の中で、若年労働力を確保するためには、山林、林業への関心をもたせねばならない。その条件を最も有しているのは、中・小山林所有者層の青少年層であろう。H氏、N氏等が昭和三一年にイニシアティブをとり、林業研究会を設立したのもその一つのあらわれといえよう。林研グループは他に役割と機能をもっているが、林業が「儲かる」こと、またその技術、経営の指導を行い、さらに森林組合への参加をうながして、中小経営者を組合運営費の財政供給源とし、階層的対立を和げ、かつ、技術、経営、とりわけ技術面の指導で中小層をひきつけてきた。そのことによって労働力の流出をふせごうとしたのである。また個別的には、さきにもべたH氏の総支配人の息子にみられる後継者育成や、また、日常生活における地域内の青年層との接触等にもそれ

はあらわれている。このように大山林所有者将来の「林業労働力のプール」としても育成されている中小山林所有者層の林業経営は、いかなる実態にあるかをつきに検討してみたい。

二、中小規模林業経営の実態と新たな諸関係

先の大規模林業経営の場合と同様に、中小規模林業経営も昭和三〇年以降の一般的社会変動にともなう諸変化と無縁ではなかった。中小規模経営では単に労働力の問題を中心とする直接的影響をうけたばかりでなく、大規模林業経営のより企業化された経営展開による間接的影響をうけざるをえなかった。したがってここでは、昭和三〇年以後の状況変化に対応する中小規模林業経営の動向を、尾鷲における林業経営の諸形態の關係のなかでとらえ、それが持っている林業経営上の性格を明らかにしたい。

昭和三〇年以降の尾鷲林業においては、一般的に林業への関心が著しく高まり、同時に林業に対する依存度が強まっていた。ことにこの傾向は中小規模経営者、なかんずく中規模林業経営者に顕著にみられ、林業経営の動向を計る重要な指標である造林の状況をみても、それら中規模林業経営者がかなり積極的姿勢をみせたことがわかる。しかしながら既に第一章で一般的傾向として述べたごとく、昭和三〇年以降の諸変化は、中小規模林業経営に様々な影響を与えはしたが、事態の推移は、中小規模林業経営に必ずしも有利に作用するものではなかった。しかるに尾鷲における中小規模林業経営にあって、何故林業経営に対する積極的参加の傾向が顕著に現われてきたのであろうか。本項ではまずこの事実の解明から検討してみよう。

そこで、それにあたって尾鷲林業全体に占める中小規模林業経営の位置と、その一般的状态について素描しておく

表-13 種別造林実績

		再造林	拡大造林	計
中小規模林業	補助	1,472	3,185	4,657
	融資	26	136	162
	自小	40	88	128
	計	1,538	3,409	4,947
大規模林業	補助	12	3	15
	融資	64	231	298
	自小	62	24	86
	計	138	258	396

(三重県林務課 S40)

林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

表-14 保有規模別面積数・戸数

	実数		比率	
	面積	戸数	面積	戸数
ha 1未満	400.14	1,182	2%	60%
1~5	1,378.55	560	9	28
5~10	643.42	95	4	5
10~20	748.72	55	5	3
20~50	1,367.86	49	8	2
50~100	1,746.41	23	11	1
100以上	9,774.25	17	61	1

林野庁調査課「尾鷲林業の技術的考察」(S40)

たい。尾鷲における中小規模林業経営の内容は複雑である。尾鷲林業事務所よれば、尾鷲では一般に50ha以上の山林所有者を「山持ち」とよび、一〇〇ha以上を「大山持ち」と区別しているが、尾鷲において林業を主業とする林業経営が成り立つのは、一応二〇ha以上の規模である。ただ、専業の林業経営は最低五〇haの経営規模を必要とするといわれている。このように尾鷲では中小規模林業経営を二〇haの線で区分し、二〇ha以下を小規模山林所有とし二〇ha以上を中規模林業経営としてみるとよい。

小規模山林所有は千八百九二戸あり全林業経営戸数の九六%を占め、また面積では、全体の二〇%の三万百七〇・

八三haを持ち、その量的比重は大きい。しかしながらこれら小規模山林所有は、そのほとんどが副業というより財産保持的で、厳密には林業経営とはいえない。

次に、中規模林業経営に位置するものは、先の小規模林業経営に比べ、戸数では極めて少なく、わずか三%の七二戸である。しかし、その所有面積は、

全小規模山林所有者の全面積にほぼ等しく、全体の一九％で三千百一四・二七haである。だが、この中規模林業経営をさらに層化すれば、五〇haを境として、次の二点でその経営の性格は異なる。すなわち、その第一は五〇ha以下の規模では自家労働力でまかなうか、たとえ雇用労働力を必要としても臨時雇用で経営できるが、五〇ha以上になると常備の雇用労働力が必要となる。また第二は、五〇haの線で専業的林業経営が可能かどうかの相異が生じるという点である。

以上のことを考慮すれば、昭和三〇以降の諸変化に最も急激な対応を余儀なくされた階層は、自らの林業経営を自家労働力でまかない得るか、常用の雇用労働力を必要とするかという労働力の問題をかかえ、他方専業化を計るために経営規模拡大の問題を内包していた二〇ha以上五〇ha未満に位置する中規模林業経営であったとみてよい。したがって以下の考察の主要な対象となるのは、この規模的林業経営である。この二〇ha以上五〇ha未満の中規模林業経営が尾鷲全体で占める位置は、戸数においてわずかに二％の四九戸であり、面積では全体の八％で千三百六七・八六haにすぎない。だがこの中規模林業経営は昭和三〇年以後の尾鷲林業にあって極めて重要な意味を持っている。すなわち、この規模的林業経営こそが、尾鷲林業の大部分を占める中小規模林業経営のなかにあって、林業経営に対する志向を最も顕著に現わし、最も急激な動向を示したからである。

昭和三〇年以降、尾鷲において林業への関心が著しく高まったのは、大規模林業経営者N氏をして「素人の投資的林地収得意欲の過剰」となげかしたごとく、大衆投資ブームとその軌を一にしている。かかる関心は氏の言葉を借りてすれば「山はもうかるといった考え方が素人に目下過剰気味だが、それは資産としての山買いにすぎない」ものであって、「林業を発展させる」ものではなかった。よって林業を「経営しようとする者」にとっては「少し迷惑な

こと」であった。だが単なる「山への関心」は次第にその内容を変質させていき、「林業への関心」へと転化していった。むしろ「山から林業への関心」への変質は、林業経営者の経営規模拡大の志向に支えられたからに他ならない。したがって、この林業への関心がことに中規模林業経営において著しく高まったのは当然であった。だが他方、中規模林業経営が林業への関心を極度に高めた理由が今一つ存在する。すなわち、典型的な中規模林業経営者であるO氏が次にいうように、「大山持ちはもうけている」との「印象」を強く受け、先の関心はより一層「具体的」になり、中規模林業経営者の内部に林業経営に対する積極的姿勢を喚起したことにある。

では、なにが典型的な中規模林業経営者O氏をして大規模林業経営者か「もうけている」との印象を受けさせたのであろうか。このことを追求するなかで、大規模林業経営者が、より企業化された経営展開を計るとき、中規模林業経営者にいかなる影響を与えるかの一端を、うかがい知ることができる。大規模林業経営が折からの社会変動に対応するために、その経営をより企業化し、幾つかの合理的手段を用いること、それ自体が、まず第一に中規模林業経営者をして「もうけている」ことの証左と思わしめた。加えて、この合理的手段によって大規模林業経営は昭和三〇年後の諸変化の波を容易に乗り切ること成功した。これが中規模林業経営者に、希望的観測を抱かせたのであった。ここに至って、大規模林業経営者に牽引されて、中規模林業経営者の林業への関心は頂点に達したのである。

さて、二〇ha以上五〇ha未満の中規模林業経営は、できるだけ自家労働力によって経営を進めざるを得ない基盤の上で、主業である林業の比重を大きくし、より一層の專業化への方向をつよめる。また、この規模では人工林率が低く、人工用材林の蓄積が少ない。このことは、自らの経営規模拡大の志向を必然的に導き出すのである。だがその経営規模拡大は大規模林業経営と異なっており、多大の労働力と資本を投入することによって一挙に果されるものではな

表一15 昭和40年 造林者の人工用材林蓄積状態 (但し、50 ha 以上)

山林(造 林) 所有者	従業員数	職 業	保有面積	人工用材林の令級別面積				
				I令級 1~10年	II令級 11~20年	III令級 21~30年	IV令級 31~40年	V令級 41年以上
A	41	・	2,738.49	133.76	347.42	527.62	380.22	117.75
B	16	・	375.78	62.16	108.56	105.04	78.66	20.16
C	8	・	280.49	16.99	13.70	3.24	17.65	
D	8	・	221.72	17.40	19.72	50.89	21.60	57.64
E	2	・	170.39	7.03	92.21	5.30	5.62	1.53
F	6	・	169.24	18.24	33.89	61.73	47.37	3.07
G	6	・	150.75	14.44	45.27	36.41	42.85	8.26
H	6	・	149.87	30.61	26.65	29.72	3.32	1.83
I	5	・	127.75	21.58	31.18	8.31	8.18	42.38
J	3	・	122.08	2.23	25.91	51.72	20.89	12.20
K	4	・	96.57	28.49	19.37	25.57	11.70	4.00
L	2	水加林	77.11	19.05	33.70	17.51	0.75	
M	2	工	66.76	32.45	2.77	22.54	8.82	0.11
N	3	産	62.35	9.20	19.41	10.82	3.12	0.66
O	2	業	57.61	9.26	13.76	5.56	14.15	13.31
P	1	業	53.56	6.90	17.49	16.27	8.34	4.56
Q	2	・	50.52	11.31	16.81	12.04	6.45	1.47
R	(外4名)	・	(27.39)	2.90	1.80			
S	(")	・	(15.82)	9.74	4.52			5.89
			63.29					

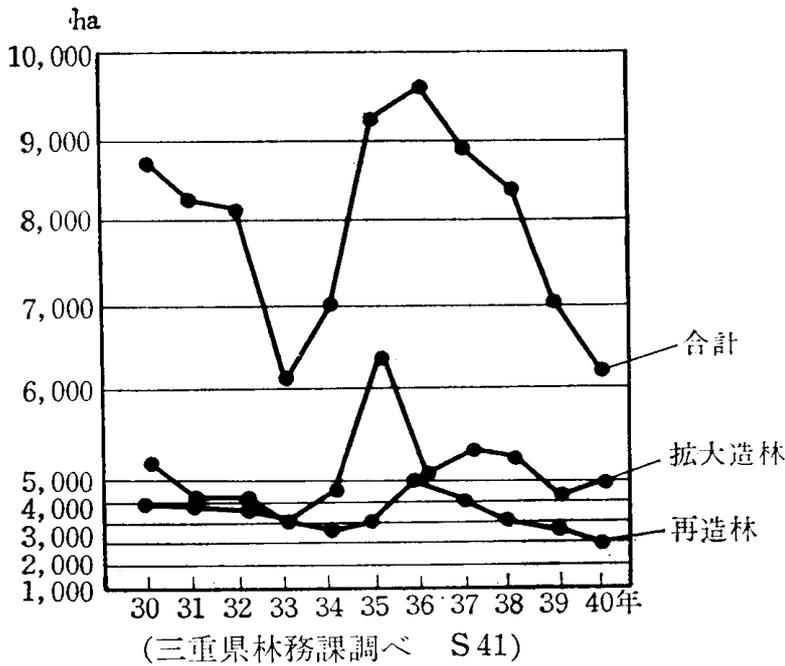
林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

った。それは自らの手による造林によつて、長期に渡ってなされなければならないものである。したがって中規模林業経営における林業への関心は、短期に急速な積極的造林が可能となる途をもとめさせたのである。

かかる事情を背景に、中規模林業経営は一樣に積極的造林を展開するが、もとよりそれらは、高令級の人工用材林を大規模層ほど蓄積していないのであるから、造林を展開するための資本をどのように確保するかが、極めて重要な問題となってくる。また中規模林業経営は林業経営を主業から専業へ進める階層に位置しながら、自家労働力によってできるだけまかなおうとしているのであるから、短期間に積極的造林をおし進めようとす

図-2

年度別造林実績



林業における資本主義的経営の社会的基盤 (下)

れば、自己の資財および家内労働力のすべてを林業に投入しなければならなくなる。かくて、必然的に中規模林業経営が、農業経営の片手間としての林業経営から「林業への依存度」を高めざるをえなくなる理由がうまれてくる。したがって中規模林業経営者が一様に語った「林業への依存度の高まり」は、実は彼らの強い林業への関心によってもたらされた、必然的結果とみることができる。

以上のことから中規模林業経営においては、昭和三〇年以後積極的拡大造林を開始する。昭和三〇年から四〇年までの一〇年間では、造林の状況はきわめて変化に富んだ推移を示す。その内昭和三三年から三七年までの五年間の推移をみてみると、全体的には三六年を頂点とした動向を示しているが、中規模林業経営の造林状況の傾向を現わしているとみられる補助造林の実績をみると、昭和三三年が最も多くなっており、かなり早い時期に中規模林業経営が造林を進めていた傾向がうかがえる。だが昭和三五、六年を過ぎると一様に造林の伸びが止まり下降線をたどるようになる。そして昭和四〇年ではもはや昭和三〇年の水準を大きく割っている。このように中規模林業経営の経営規模拡大の志向は、ほとんどみだされたわけではなかった。その理由は、拡大造林がいかに膨大な経営と労働力とを必要とするかをみるだけでも容易に理解できる。すなわち、尾鷲林業事務所の試算によれ

年別補助造林実績

	拡大造林	再造林	計
	ha	ha	ha
33年	164.66	222.07	386.73
34年	122.56	160.76	283.32
35年	149.23	233.73	382.96
36年	109.55	415.20	524.75
37年	120.48	233.39	353.87

(尾鷲林業事務所調べ S 38)

ば、ひのき一ha当り、土地代金二〇万円、苗木代五万八千円等にわたり、また労働力は地拵に延べ二〇人、植付に三五人、下刈に一〇人等を必要とする。そして造林してから最初の間伐収入が入るまでには十五年かかり、その時の収入額はわずかに三万七千円である。かかる事情をみてくれば、中規模林業経営にとっていかに造林の推進が困難なことであるかは、あきらかである。中規模林業経営がかかえている高令級用材林の蓄積量の少なさは、必然的に伐採と造林のアンバランスをまねき、巨額の造林経営費をまかない得なくなり、造林のための労賃支払いは、その経営基盤を大きくゆるがすことになる(表1・18・19・20参照)。

かくて中規模林業経営は、昭和三〇年以降の諸変化とそれによってもたらされた影響に対応してうみだした方向を、にがい挫折の型態で終らざるを得なくなった。中規模林業経営が昭和三〇年以降の諸変化と、それにもとづく大規模林業経営のより企業化された経営展開とによって受けた直接的・間接的影響は、中規模林業経営に極めて高い関心を持たせ、自らの林業により一層依存せざるを得なくした。その結果、中規模林業経営にとって積極的林業経営と称する造林にその全力を投入せしめることになったといえることができる。むしろ、かかる動向を示さざるを得なかった基本的性格が既に中規模林業経営の内部に強く存在していたことはいうまでもない。いづれにしても主要な関心は、かかる動向のなかから中規模林業経営が何を失い何を得たのか。また、今後それはいかなる動向を示していくかにある。したがって、先の経緯を最も顕著に現わすこととなった林業研究会の成立と崩壊の過程をとらえ、中規模林業経営の基本的性格と、その今後の動向について明らかにしなければならない。

表—18

一般経費調査表 (1 ha 当り)

(ヒノキ)

費 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
苗木代	7,700本	8.3円	63,910	3年生大
肥料代	350kg	35	12,250	1本別50g施肥
公租公課	40年	490	19,600	固定資産税 $\frac{1.4}{100}$
山林見廻	7人	1,000	7,000	都市計画税 $\frac{0.2}{100}$
森林組合費			40,000	14回見廻り 主伐 $\frac{2}{100}$, 間伐 $\frac{1}{100}$
計			142,760	

(尾鷲林業事務所 S41)

尾鷲林業研究会(以下「林研」と略す)は、中規模林業経営における企業的経営の可能性と現実性を求めることを目的として組織され、その可能性も現実性もないことを知ると同時に瓦解していった。ここでは主要には、それら中規模林業経営者における経営意識の変化を追求することにする。林研の中心メンバーの一人であり、典型的な中規模林業経営者であるM氏によれば、尾鷲における林研グループ組織化の契機は次の四点にあった。その一は、外発的な工業化に規定された内発的な労働力流出⇨労働力不足の現実的傾向が中規模山林所有者をしてその山林経営に危機感を与えたことにあった。しかるに、大山林所有者は同様の与件を負いながらも、企業としての林業といった経営改善をはかって見事に工業化に対応した。そのような大山林所有者の実績それ自体が第二の契機となった。加えて第三に、尾鷲林業家屈指の理論家N氏が、大山林所有者の企業的経営方針を高く評価し、自らも成功的に氏の云う合理的経営改善を実施し始めたことにあった。更に第四点としては、このような事態の中での国家林政の指針をあげることが出来る。林業経営に関する国家林政の基本方針の一つが(林家II)中規模山林所有者の林業経営の企業化にあり、それを実現させるための林研の組織化にあった。そして昭和三五年に林研グループの結成をみるに至った。以上のことから明らか

表-19

造林 1 ha 当り支出計算 (試算)

(ヒノキ)

年次	費 目	数 量	単 価	金 額
1年	土地代金	1 ha	円	200,000円
	地 拵 費	20人	1,000	20,000
	苗木代	7,000本	8.3	58,100
	植付費	35人	1,000	35,000
	下刈計	10人	1,000	10,000
				326,600
2年	補植代	4人	1,000	4,000
	苗木代	700本	8.3	5,810
	下刈計	2回刈 22人	1,000	22,000
				31,810
3年	下 刈	2回刈 22人	1,000	22,000
4年	下 刈	2回刈 22人	1,000	22,000
5年	下 刈	1回刈 13人	1,000	13,000
6年	下 刈	13人	1,000	13,000
7年	下 刈	20人	1,000	20,000
	小 払			33,000
9年	下 刈	15人	1,000	15,000
	除伐計	2人	1,000	2,000
				17,000
12年	下 刈	8人	1,000	8,000
	枝打計	25人	1,000	25,000
				32,000
15年	林内掃除	6人	1,000	6,000
20年	林内掃除	6人	1,000	6,000
25年	林内掃除	7人	1,000	7,000
35年	林内掃除	8人	1,000	8,000
40年	林内掃除	8人	1,000	8,000
合 計				565,410

林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

一三二

(尾鷲林業事務所 S41)

表-20

人工材林 1ha 当り収入計算 (試算)

(ヒノキ)

年収	伐採種	本数	材種	単価	金額	経費			差引純益
						調査費	伐採費	合計	
15	間伐	1,300	m ³ 10	円 3,600	円 36,000	円 3,000	円 19,500	円 22,500	円 13,500
20	"	1,100	18	7,000	126,000	3,000	25,300	28,300	97,700
25	"	800	20	9,000	180,000	3,000	22,400	25,400	154,600
30	"	500	17	10,000	170,000	2,000	17,500	19,500	150,500
35	"	300	17	10,000	170,000	2,000	12,000	14,000	156,600
40	・	1,800	194	19,000	3,876,120	3,000		3,000	3,873,120
合計		5,800	276		4,558,120	16,000	96,700	1,112,700	4,445,420

(尾鷲林業事務所 S41)

うに、林研は尾鷲林業をめぐる諸条件の変化が、中規模山林所有者の林業経営に危機をもたらすことになり（と少くとも中規模層に感じせしめたのだが）、自然発生的な集団化を、つまり「下から」の結集をみて組織されたといえる。しかし他方、中規模層に企業的経営の合理性と可能性を与えたのは、大山林所有者の林業経営の企業化の成功、理論化、N氏らの企業的林業経営に対する高い評価、そして国家林政の方針等であり、したがって「外から」与えられた刺戟に基づく。それ故、組織された林研の集团的目的是中規模山林所有者の企業的林業経営の可能性と現実性を研究することであった。そして林研結成初期の頃は理論家N氏、巨大山林所有者、森林組合のエイジエント等を招き、企業的経営の方法と対策について学ぶ、といった活動が比較的活潑に行われた。しかし結成二年後の昭和三七年にはその活動は単に林業技術的な植栽方法等についての話し合い程度のものでしかなかった。それが端的に表わしているように、いわゆる林研活動の活発であった時期はわずかに一、二年でしかなかった。工業化によって惹起された林業の社会的基盤の変化が加速度的に進行している時に、林研グループの活動は低滞の傾向を示してくる。尾鷲森林組合の職員K氏は「林研は中堅層二世の遊戯の場と化している。結成当初の意気込みからすれ

ば、企業化への経営改善の努力がもつと計られてしかるべきである。要するに熱意の問題ではないか」と単純に語った。しかし林研活動の停滞の原因は、単なる熱意の問題でない。なぜならば、たとえどれほどの熱意があったとしても、中規模山林所有層における林業経営の企業化は不可能であったのである。なんとすれば、中規模層は、本来家族経営、即ち家族労働力のみで「造林↓伐採↓造林」のサイクル、林業経営を行い得る自立林家層であって、したがって中規模層には企業化を必要とする経営構造的理由が存在しない。逆に言えば、企業化の可能性が存在しないということである。それにもかかわらず、中規模層が企業的経営志向をとろうとしたのは、先述した四つの理由によった。しかしそのうち自らの内容から出たものは、第一の危機感のみであったことはすでに指摘した。つまり危機感だけが彼らのものであったわけである。そして、危機の打開を求めた方向が、企業的経営であった。けれども、企業的経営がどれほど合理的であったにしても、彼らにそれを実現する経済的基盤はなかった。そして中規模層はそのことを林研の活動をとおして自覚した。それゆえ林研活動は停滞したのである。つまり、彼らの危機打開策として提示された企業的林業経営は、所せん、彼らにとって「絵に画いたもち」であって、いささかも現実性がなかったのである。一林研会員は「私は一度企業としての林業といった考え方を抱いた。しかし、よく考えてみると、中規模層がそれを実現する基盤はなにもない。やはり中規模層にとって、山林（経営）は資産と観念すべきである。林研での研究をとおして私はそのことを確信した」と述べた。けれども資産保持的経営↓企業的経営↓資産保持的経営ともにもどったことは、林研が支払った対価としては余程高価であったといわねばならないが、それ自体意味のないことではない。林研が中規模層にそのことを確認させたことは、尾鷲林業における新たな社会的諸関係を形づくる動因の一つとなつていたのである。

以上、中規模林業経営を中心に昭和三〇年以降の一般的社会変動に対応する中小規模林業経営の動向を明らかにするなかで、中規模林業経営が持っている林業経営の基本的性格についてふれてきた。そこで明らかになった点は、中規模林業経営が昭和三〇年以降の一般的状況の変化に対応するという現象形態をとりながらも、本質的には大規模林業経営の企業化された資本主義的経営展開によって、極めて急激な対応を余儀なくされていたということである。すなわち、その第一は中規模林業経営が積極的経営展開を推進したのは、それがかかえている経営規模拡大という志向と無関係ではない。だが、それは大規模林業経営による一層の資本主義的経営展開によって初めて現実的具体性を帯びたという点にある。加えてその第二は、中規模林業経営における昭和三七年以後の経営の困難化は、大規模林業経営が伐出を控えたこと等によってもたらされ、中規模林業経営の性格とあいまって造林と伐採のアンバランスを招いたことである。かかる経緯を経てきた中規模林業経営は、国家林政によって打ち出される自家労働力でまかない得る専業的林業経営といういわゆる「自立林家」なるものが、いかなる内容をその中に持っているかを自覚することになった。なぜなら、尾鷲林業における専業の植業経営は最低五〇ha以上の規模を必要とし、加えてかかる五〇haの限界線はは上昇化の傾向をみせている。だがこの五〇ha以上の規模では常傭の雇用労働力を既に前提とするからである。したがって、国家林政によって与えられる「自立林家」への可能性と、中規模林業経営自身が手にした現実とは乖離し、その時自らが抱いてきた経営規模拡大への志向はもはや全くの幻想であったことを知るのみとなる。

他方、同様に大規模林業経営も、中規模林業経営が積極的に造林を展開する限りにおいて、その経営意識を喚起しそれが伸び悩み傾向を示すと直ちに共通の関係を絶とうとしていることは、林研の活動経過にも明らかにみることができる。かかる状況をこえてなお大規模林業経営と中規模林業経営との関係が生ずるとすれば、それは大規模林業経営

営が現時点で地方公共団体、主に市・町有林の払下げの形で集積している矛先を将来この中小規模林業経営に転ずる時であろう。なぜならば、一定の山林を一方が拡大集積所有することは他方の所有の減少を意味するばかりでなく、現実にかかる形での大規模林業経営の集積は、古くから尾鷲林業において繰り返えされてきたことであった。すなわち、「尾鷲林業発達史」は次のようにいう。「山林所有者の盛衰交替は山林を獲得したい『意欲と資金』のある者と山林を売却しなければならぬ事情にせまられている山林所有者の両者が存在しなければならぬことは言ふまでもない。左様な条件を提供する一般的な時期は経済界の著しい景気の変動の際であるべきだと推定することも見易いところであって、それは大正七年から九年に及ぶ大変動期がみられる。その期に中位の山林家の倒産するものが地域内に十指に余るのであるが、之に関する記録がない為適確にその個人的な状況を示すことが出来ない」と。またその間の事情を「三重県尾鷲他方の木材生産の実態」はかく語る。「明治三十年前後の景気の変動、木材市場の状況等により山林の所有権は盛に動き大正九年昭和四、五年の農村恐慌を通じて急速に集中が進展していった。その際旧来五〇町歩程度の他主すら浮沈はあったようである」と。

中規模林業経営は、国家林政の内容が自らに全くの幻想的志向を与えるのみであることを知り、大規模林業経営の実体が自らのそれを集積するものであることを理解し、中規模林業経営自体の持っている性格を明らかに自覚する時、一方では国家林政に対していくつかの要請をこころみ、また他方では大規模林業経営から分離して、自己の収益擁護の方向をうちださざるをえなくなるだろう。そこに中規模林業経営者による新たな動きと林業における新しい関係が生みだされていくことになるのである。

第三章 尾鷲林業におけるいくつかの問題

——林業における資本主義的経営展開の社会的基盤——

尾鷲林業の社会的諸基盤は、昭和三〇〜三五年以降の日本経済の高度成長Ⅱ工業化のインパクトを受けて、著しく変化した。われわれは先の章（前号）において、幾つかの指標を駆使してそれを実証した。次いで前章（本号）において、現代尾鷲林業における経営と労働の諸形態を、変様したその社会的諸基盤との関連で検討した。そこで本章においては、以上の考察をとおして明らかにした諸結果にもとづいて、現代尾鷲林業をめぐって生起している幾つかの問題にアプローチする。

こんにちの尾鷲林業がかかえている問題は、林業技術的な側面にあるのではなくて、その経営と労働の問題にある。これは、尾鷲林業関係者が異口同音にわれわれに語った言葉の一つでもある。林学関係の文献によれば、尾鷲林業には林業技術的問題がかなり存在していることを知らされる。一例をあげれば、主として檜の小角材を生産する尾鷲では、次の諸点から、即ち(1)うつ閉を早め、下刈回数を減じ得る、(2)肥大生長に比し上生長が良く、小角材生産の目的に合致する、(3)降雨量が多い他方なので、うつ閉を遅らせると地力を流亡する度を増す、(4)枝張が少く、下枝が早く枯上がり、枝打の労を除き得る、(5)除伐選木により、なるべく望ましい形質の材木をより多く残し得る（林野庁調査課「尾鷲林業の技術的考察」五四頁）と云ったことから、いわゆる密植造林が伝統的に採用されてきた。だが一町歩一二〇〇〜三〇〇本の苗木を植林する「密植」は、林学者によれば、「植え過ぎ」となり、「林地力の減退」をきた

し、その結果「不成積造林地の一つの型である部分」を多くする。したがって「経済林としての地位低下」の問題を惹起させている(川名明「尾鷲林業」七〇・八一頁参照)といわれる。この事実が、林業関係者の謂う「有名林業地」としての尾鷲の林業を、その欠点においても有名たらしめている理由である。つまり、地力の減退によって生じた生産力減退の問題は、林業技術的観点からの、現代尾鷲林業における最大の関心事となっているのである。しかしこのような林業プロパーの問題をかかえているにもかかわらず、地元的林業家達が、現代尾鷲林業の問題を技術の問題ではなくて、経営と労働の問題であるとするところに、尾鷲林業の今日直面している問題が、すぐれて経済社会的な問題であることを端的に示していると云える。

まず経営の問題についてみるならば、結論からいえば、それは(巨)大山林所有者の企業としての林業経営と、中規模山林所有者の資産(ないし財産)としての林業経営との対立としてあらわれている

すでにふれたように、尾鷲における大山林所有者の企業的経営の形態には二類型——近代型と伝統型——が存在する。しかし、そのいずれも、すでに資本家的経営を展開していることに変わりはない。三重県農林漁業基本対策審議会の「三重県農林漁業の基本的施策に関する答申(案)」(昭和三七年)は尾鷲と熊野の「林業経営は、一般的に財産保持的性格が強く、非企業的で粗放な経営にゆだねられ」(林業関係編五頁)であり、「大面積を保有」する「雇用労働力による林業経営……の多くは企業的な合理的経営が行われていない」(同上、四六頁)と報告しているけれども、地元尾鷲の一林業家N氏によれば、「合理的に利潤をあげる企業としての林業経営といった考え方は、尾鷲の林業家にあつては、戦後一〇年程してようやく盛んになった」という。それゆえ、少なくとも尾鷲の大山林所有者が企業的資本家的経営を自覚的に展開し始めた過程は、まさに日本経済の高度成長Ⅱ工業化の過程とパラレルであったと云える。言

い換えるならば、工業化のインパクトは、尾鷲大山林所有者の経済的社会的意識を資本家的意識に転換させた変革力として作用したのである。もちろん尾鷲の大山林所有者が、高度経済成長期以前においても、事実上資本家的性格をもち、資本家的機能を社会的経済的に果していたことは、その林業経営がどれほど非合理的、非企業的であったとしても、改めて言うまでもない。しかし、工業化以前において彼らは、社会的意識において身分的上位者の意識しか有せず、また経済的意識においては実際に単純な木材需要に応ずる供給者としての意識しかもちあわせていなかった。したがって、その林業経営上の性格は、なお財産保持的性格と商業的性格を強くおびたもの以外ではなかった。つまり、彼らの意識的存在は依然として地主的、商人的存在でありつづけたのである。さらにつけ加えるならば、すでにふれたことであるが、現代尾鷲の大山林所有者は、元来、徳川期において酒造販売業、海廻問屋、薬種取扱業などを営んだ商屋であって、それらの商業活動によって取得した財、即ち商業資本で山林を購入してきた商人資本家であった。そしてすでに一定の山林集積を為し得ていた明治初期から地主化する一方、商人であることを止めたことは昭和に至るまでなかった。それゆえ、彼らはその後、商人的性格を内在させつつも、地主的存在として存在して来た（林業発達史調査会編「尾鷲林業発達史」九一―一七頁参照）。こうして地主的、商人的論理が戦後における日本経済の高度成長期に至るまで尾鷲の大山林所有者に、したがってその林業経営に貫徹していたとみてよい。しかし、経済の高度成長期Ⅱ工業化は、このような尾鷲の大山林所有者に企業的林業経営をとらせ、一転して彼らを（産業）資本家的存在たらしめた。しかしながら、先に示した企業的林業経営の二類型のうち近代型の大山林所有者H家においてすら、完全に資産保持的色彩を払拭しているわけではない。したがってこのことは、伝統型のD本家においてはなおさらである。つまり、尾鷲大山林所有者における企業の経営の出現と展開は彼らの意識における地主的・商人的性格を根源的

に止揚したことを必ずしも意味しないのである。なぜならば、そこには第一に林業内的要因として日本林業の再生産過程の特殊性、即ち天然立木を切ることからはじまるヨーロッパ、ソヴェート、アメリカなどのいわゆる略奪林業とは逆に、苗木を植えることからはじめねばならない日本の育林業における植林から伐採までの短かくて二〇〜三〇年の長期間を一周期とする再生産過程が、彼らの資産を保持する地主的性格を容易に払拭させないからである。そして第二に、これは林業外的要因であるが、山村社会に根強く生き残っている諸々の共同体的、前近代的規制を彼らが受け、また彼らがそれを利用してはいるからである。山村における伝統的なものの根強さについては、ここで改めて指摘するまでもないと思うが、尾鷲の事例として土地の三〇歳前の青年林業労働者が出入りのだんなと親せきづきあいに伴う気苦労と費用が馬鹿にならない。他のことの変り様に比べたら、慣習的なものはまだまだ大変に伝統的である」と語っていたことをあげておきたい。「他のことの変り様」ということで山村社会尾鷲の諸々の事象にわたる都市化現象を実感的に表現している一方、「慣習的なものは伝統的である」という言葉で村落共同体的遺制の根強さを端的に示している。このような事態のなかで、つまり工業化Ⅱ経済構造変動によって生じた林業の社会的諸基盤の変化のなかで、尾鷲の大山林所有者は企業的資本家的林業経営を自覚的に展開するに至っているわけである。

他方、中(小・零細)規模山林所有者は、先に指摘した如く、結果的には以前からの資産保持的林業経営を堅持することで経済構造変動に対応したと云うことができる。しかし、その間の経過は必ずしも単純でない。すなわち、一定の期間、中規模層もまた企業的林業経営を志向した。だが、それは間もなく挫折せざるを得なかった。その理由はまさに彼らの山林所有が中(小、零細)規模でしかなかったことによる。中規模山林所有者は、本来、家族労働力のみによって、その林業経営を行い得る(家族経営の)自立林家であった。したがって、中規模層には企業的経営を志向

し、あるいは実現する客観的な生産基盤はほとんど存在しないわけである。それにもかかわらず企業化の志向——それは中規模層における幻想であるとさえいえそうであるが——を、短期間であれ中規模層が抱いたのは、一応「尾鷲が他地方より林業家としての経営意識の強い地域」（川名明「尾鷲林業」八一頁）であって、それゆえ「林地が大所有者に集中して経営されているにもかかわらず、中・小の所有者もその経営方法にならっている」（同上、七八〜九頁）からだと説明されうるが、それよりも、そういう伝統的気風を前提とした上で、他ならぬ工業化の影響によってひきおこされたとみるべきである。即ち、中規模林業経営企業化の幻想を彼らが抱いた経緯は先にも指摘したように、

一、外発的な工業化に規定されて生じた労働者流出⇨労働力不足の傾向が、中規模山林所有者をしてその山林経営に危機感を与えたこと。

二、同じ与件のなかで巨大山林所有者が企業的林業経営を実現したこと。

三、尾鷲林業家屈指の理論家N氏が大山林所有者の企業的経営を高く評価し、自らも成功的に氏の云う「合理的経営改善」を実施したこと。

四、国家林政の方針がやはり中規模林業経営の企業化にあったこと。

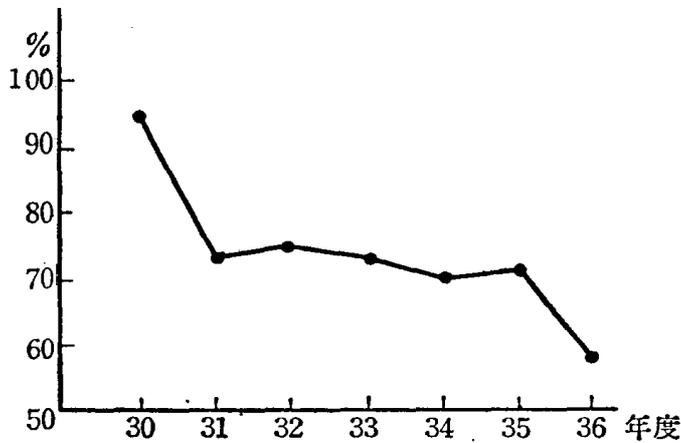
ほぼ以上の四点にあったのである。しかし、前章で述べたように、中規模層における企業的林業経営の可能性と現実性を研究する目的で組織された「林業研究会」での約二年間の研究活動をとおして、中規模山林所有者の企業的林業経営の幻想はうちくだかれ、旧来の資産保持的的林業経営に帰着してしまった。つまり、一人の中規模山林所有者の言葉をもって言うならば、「山林は儲けるためのものではない。財産であって、失ってはならないものである。それゆえ、すでもっている山林を手離さないことだけを考えればよいのである。そのことを林研活動によってさっ

た」のである。

こうして現代尾鷲林業の経営は、一方の大山所有者による企業的資本家的方向と、他方の中(小・零細)規模山林所有者による資産保持的姿勢との対立となって現われているわけである。ところで、資本主義的経済の論理過程からして、尾鷲において企業的資本家的林業経営を展開する大山所有者と資産保持的林業経営を保守せざるを得ない中規模山林所有者は、単なる対立関係のまま並存しつづけるわけでない。両者の対立が、前者による後者の蚕食に至るところは、論理的に必然であり、現実十分に予測される。ちなみに、最先進林業地としての奈良県吉野のいわゆる吉野林業の発達にかんして、笠井恭悦氏は、吉野林業における大山所有者は零細な小農民的育林業の挫折のうえに出現した(「林野制度の発展と山村経済」三四八頁以下参照)ことを立証され、また笠井氏の所論を継承しつつ野村勇氏は、吉野林業の戦後における大山所有者の山林集積と経営動向にみられる特徴の一つとして「山林集積については、依然として零細山林所有者達からの立木つき山林購入が多くみられる」(「資本主義的林業経営の成立過程——吉野林業の展開と現状」一二四頁)ことを指摘されている。^(註)では、昭和三〇〜三五年以降の日本経済の構造変動によってもたらされた林業の社会的諸基盤の変容しているなかで、大山所有者と中(小、零細)規模山林所有者の関係はどのような現状にあり、いかなる展開をみせようとしているであろうか。次にそのことを、考察の対象を労働の問題に移して、尾鷲林業にそくして要約しておきたいと思う。

労働の局面で、まず第一に注目されることは、全般的に労働力不足をきたしていることである。それは、工業化Ⅱ経済構造変動の伸展とともに生じた林業労働者の他産業への流出に因る。次の図はその推移を端的に示す。しかしながら、企業的資本家的林業経営をすでに展開している大山所有者は、労働力不足をうったえながらも今日(昭和四

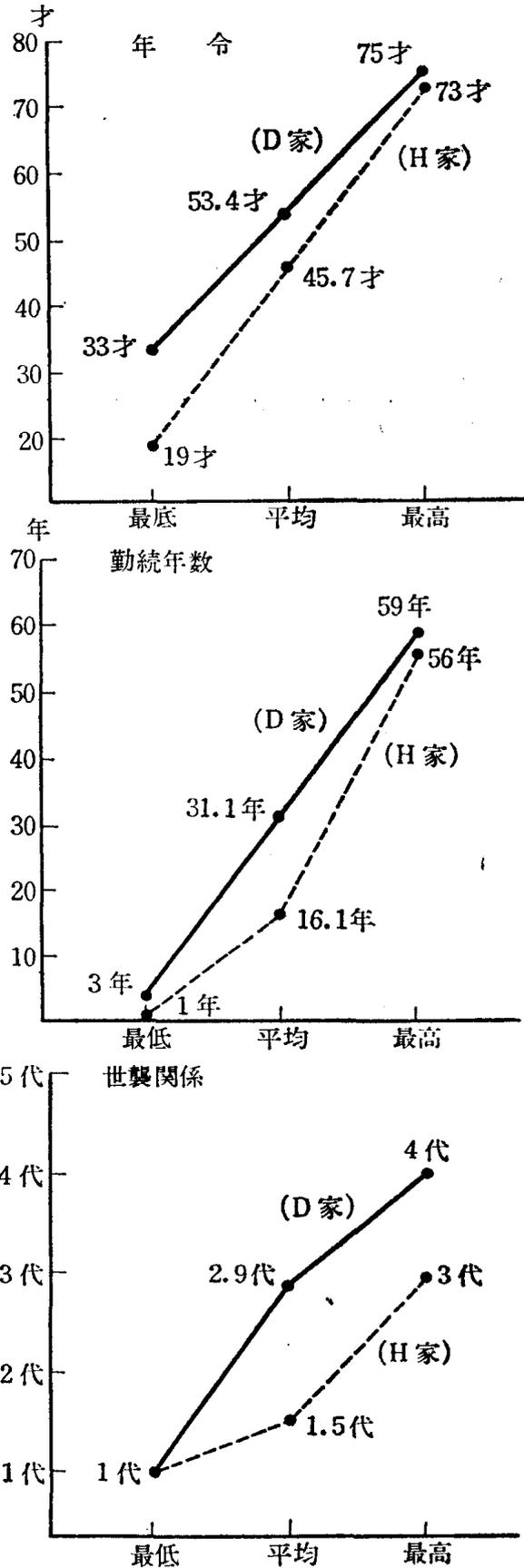
三重（尾鷲，熊野）林業労働者の
年度別推移の状況



〔「三重県農林漁業の基本施策に関する
答申（案）」より〕

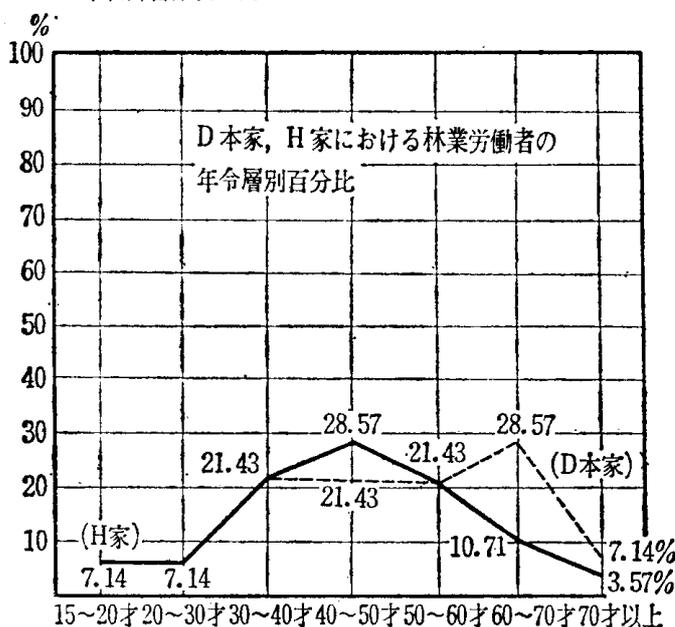
一般的に労働力不足は確かに深刻である」と述べながらも、次のように説明するところに明白に現われている。即ちH家の当主が「労働者対策は賃金をあげることによって基本的に解決できる。仮にそれでもダメなら外部労働力を、例えば朝鮮人労働力を使用することができるのであるから、労働力不足をさほど心配していない」と語るのに対して、D本家の当主は「労働者対策は、いかにその流出を防ぐかということである。しかしうちでは代々の出いりの人が多い。親の親の代から面倒をみているわけである。だから、労働者の方も親密感を抱いている。またこちらもいろいろなこととそれに応えている。それゆえ、すぐに辞めてゆくという労働者はいない。これまでのとおりでなお十分やってゆける。ただ、将来はH家でやっているようなものにも変ってゆくと思うが、いまは全

D本家, H家における林業労働者の年齢, 勤続年数, 世襲関係の実態比較



然その必要を認めていない」と語るのである。このように両家の林業労働者対策は明らかに異なる方法にもとづいている。だが、いずれにしても両家が、共に必要労働力を保持しえていることは注目される。しかしながら、工業化の影響によって生じた一般的な林業労働力不足化の傾向は、尾鷲大山林所有者の企業的林業経営においても、一つの悩みをもたらししていることに変わりはない。それは、上図にみられるように、現在の労働力の著しい老齢化である。そのことは身分関係的な伝統型のD本家において、より顕著であるが、契約関係的な近代型のH家においてもさして変りない。もちろん、D本家における一五〜三〇歳以下の労働者が皆無であるのに対して、H家においてはそれが全体の一四・二八パーセントを占めていることは経営形態の近代型と伝統型との関連で重要な意味をもとう。にもかかわら

D本家, H家における林業労働者の
年齢層別百分比



林業における資本主義的経営の社会的基盤(下)

ず、そのことを超えて、老齡労働力の圧倒的比重は現代尾鷲林業の一つの體質を形成している。それゆえ、現在必要労働力を確保し、また将来の労働者対策に一応の自信をみせつつも、企業的資本家的林業経営を展開する尾鷲大山林所有者においても、なお労働力不足の傾向に不安が示されているのである。

ところで、林業労働者の他産業への流出が経済構造変動の必然的帰結である以上、現代林業における労働力不足化の傾向は一時的現象ではなくて恒常的なものと解さねばならない。尾鷲の林家H家の当主が近代的な企業的経営の長期的展望のなかで「朝鮮人労働力の導入」といった労働者対策上の具体的プランをすでにもつに至っているのも、このことを認識しているからである。しかし、労働力の絶対的不足をみるに至る前に、企業的資本家的大規模林業経

営は、まず第一に既雇用労働者の流出を万全を策して防止せんとしている。その際労働者流出防止策の基本的方法は、尾鷲の二大山林所有者における今日の労働者対策の中にあらわれている。すなわち、その一つは家がとっている近代経営者の労働者対策であり、い

る一つはD本家にみられる地主的温情的労働者対策である。つまり一人一人の労働者に対して、どちらかの方法を臨機応変に駆使することによって、労働者各人の個性に見合ったかたちできこみを計り、彼の他産業転出を抑えようとしているのである。けれども、今日の林業労働者の社会的性格には依然として村落共同体的意識が濃厚であるために、また吉野林業の労働者がまがりなりにも組織して

いる労働組合(前掲「資本主義的林業経営の成立過程」第V章参照)も尾鷲では形成されていないために、企業的資本家的林業経営はD本家にみられる温情的人間関係的な諸手段によって労働者問題に対処してゆくものと思われる。その意味では、D本家の当主が「うちの労務者対策をH家でやっているようなものに変えねばならないときがくると思う」と述べたけれども、巨視的にはともかく実際にはむしろその逆で、近代型のH家が伝統型のD本家の労働者対策をかえってとるに至るのではないか。なぜならば前章において解説したように経営形態における二類型発生の根拠は第一に山林集積過程史にあり第二に山林保有面積の規模にあったのであって、林業労働者がそれを規定した側面はほとんどなかったからである。もっと言えば、資本が林業をとらえた際の一つの特徴として、少なくとも過去の尾鷲においては、労働者の存在は所与であって、林業労働者が大山林所有者を、つまり労働(者)が資本(家)を規定する側面は極わめてうすかった。尾鷲的林業労働者が資本家としての大山林所有者との対決をとおして近代的賃労働者に成長する機会に乏しく、したがって未だ労働組合の成立をみていないのは、そのためである。もちろん、資本とのネガティブな対決は、個々にはあった。他産業への転出というかたちがそれである。しかし、雇用労働力に依存する大規模林業経営者がそのことに規定されるようになるのは、経済構造変動の影響によってそれが大量的に現出するに至ってからである。けれども、大規模林業経営者は、労働者の生活、労働条件の制度的保障——例えば、労働災害保障、退職金制度、老後保障、社会保障などの導入——によってかかる事態の進行に対処するのではなくて、D本家のみならずH家においても、労働者一人一人に対してまったく恣意的な臨時的報償金をめぐみ与えるといった方法を現在とっている。H家の当主ならびにH家の経営顧問的存在のN氏などは「将来、労働組合ができたときの労務対策はすでに考慮してある」と高言するのであるが、現状におけるその非近代的姿勢は否定することができない。要するに、尾鷲

の林業労働者には、労働者の方から近代的労使関係を成立させてゆく諸条件がまだそなわっていないところに、比較的近代的な形態を整えている林業経営体をも、深刻化する労働力不足の傾向に直面して、むしろ伝統型化へ傾斜させる理由の一つが秘んでいるのである。

さて、労働力不足の傾向が進行する裡に大山林所有者がその対策としてとる途には、第二に、中小、零細規模山林所有者のかかえこみがあげられよう。

尾鷲林業の現状において、中規模山林所有者が大山林所有者に吸収されている事実を見い出すことはできない。しかし、今後の動向のなかで、後者が前者を直接的に支配し、ついに大山林所有者の企業的資本家的林業経営のなかに中規模層が包摂されてゆくのではないかと予測させるものは、現状においても存在する。すなわちそのことは、資産保持的に経営する中規模層の林業経営においてすら、労働力不足の傾向が否定できなく、中規模層（Ⅱ自立林家）の本来の形態である家族労働力だけでは経営が成立しなくなっていることである。前章で、中規模層の（再）造林について説明した際に、中規模層の資産保持的林業経営には積極型と消極型が存在することを指摘したが、云わば「経営しない」消極型についてはともかく、むしろ懸命に林業経営の拡大をもとめる積極型において、家族労働力と雇用労働力の割合は今日ほぼ一対一となっている。このことは、いわゆる自立林家の崩壊を意味するとともに、中規模層における労働力不足の意味を大山林所有者におけるそれと同質的なものに転じていることを現わしている。なぜならば、自立林家の労働力不足は工業化の影響にもとづく家族労働力の林業外流出を意味したにすぎなかった。しかし、すでに雇用労働力に依存せざるをえなくなった現状においては、中規模層における労働力不足問題の本質的意味は、大山林所有者の場合といささかも変らなくなっているからである。とすれば、同じ労働力市場で、資本力の弱い中規

模層は敗退せざるを得ない。しかるに労働力の投入がなければ、もはや成立しなくなっている中規模林業経営にとって、労働力争奪戦において敗退することは、その林業経営の挫折に他ならない。このことから中規模林業経営が大規模林業経営に吸収されてゆく過程は、論理的には、わずかにあと一歩である。もちろん、山林経営すなわち林業生産の特殊性は、このような過程を容易には進行させない。また山村社会に根強い共同体的諸関係および諸価値もこのような過程を遅れさせる要因となって作用している。しかし、われわれは、現代尾鷲林業の裡にかかる事態の進行がすでに始まっていると考える。なんとすれば、育林業からはじまる日本林業においては「資本が林業をとらえてゆく場合、ワン・クッションとして、主として零細山林所有者達により造林されたと思われる（立木つき山林）所有の放棄ないし挫折といった、ある正義漢の血をわかせる——このこと自体は資本の論理の世界と直接関係はない——ドラマチックな事件が存在してい」（前掲「資本主義的林業経営の成立過程」一三五頁）たと指摘されることが、今後の事態のなかで、零細から小へ、そして中規模山林所有者に及んでゆくことを、以上の考察から結論せざるをえないからである。

以上、われわれは、現代日本の経済構造変動が、したがって林業の経営と労働を支える社会的諸基盤の変化が、尾鷲における（巨）大山林所有者をして伝統的社會関係をそのうちにつつまながら企業的資本家的林業経営を展開し、中（小・零細）規模山林所有者をして依然として資産保持的林業経営にとどまらせるうちに事実上の賃労働者へ導く過程として作用していること、つまり中および小規模林業経営の挫折が大山所有者の山林集積をおしすすめる今日の林業経営の実態を明らかにする試みをすすめてきたのである。

（註） 吉野林業に対する笠井恭悦氏と野村勇との見解は異なる。すなわち、吉野の大山林所有者達が発点において地主ないし商

人資本の範疇に属することは言うまでもないが。その後の展開の中で産業資本Ⅱ近代的資本主義的経営の實質を具えるようになったか否かについては、笠井氏をはじめ従来否定的見解が強かったのに対して、野村氏らは積極的に資本主義的林業経営の成立を主張される。われわれの見解は、もちろん、林業における資本制的生産関係がすでに一般化していることを前提にしているが、林業経済学者のあいだでは（吉野）林業に関する論争の一つのポイントが資本主義的林業経営の成立をめぐる問題であるとされている、そのようななかで、野村勇編著『資本主義的林業経営の成立過程——吉野林業の展開と現状』（一九六六年七月）は新しい仮設と資料を駆使しつつ、主としていわゆる山守の性格変質を論議することをとおして吉野における資本主義的経営展開の成立を証明されたのである。なお、林業経済研究会一九六六年秋季中集会（十月二十八日）において、同書の幸筆者達が同書について報告された後、それをめぐってのシンポジウムがもたれた。その全文は『林業経済』二一九（一九六七年一月）号に掲載されている。それによれば、問題が多数提出されているが、主に野村氏の「広く利潤追求を意図する貨幣価値総額としての資本が生産を連続的に行なうために投下され、設立された生産組織である」という資本主義的林業経営の概念がコンクリートでないことに大方の批判が集中されている。たとえば、吉野林業における資本制的生産関係の成立を是認されるコメントの半田良一氏は「本報告の核心をなす論題は、資本制的関係の上に成立する資本主義的林業経営の論理なのである」（同上、二八頁）としつつも、野村氏の概念規定からすれば、まさに吉野の「山守制度の歴史と現状を顧みるとき、吉野の大山林所有者を資本主義的経営と規定することは躊躇せざるをえない」（同上、二九頁）と述べておられる。われわれも、この議論から学ぶところが多く、いくつかの示唆を与えられたが、本稿では概念規定の問題に立ち入ることをせず、大山林所有者の資本主義的経営展開を前提にして、専ら今日の尾鷲におけるその実態を明らかにしようと努めたことを断っておきたい。